ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ契約約款

第 51 版

令和７年６月３日

ＫＤＤＩ株式会社

目　　次

第１章　総則 7

第１条　約款の適用 7
第２条　約款の変更等 7
第３条　用語の定義 7

第２章　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの種類 12

第４条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの種類 12

第３章　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約 13

第５条　契約の単位 13
第６条　契約申込みの方法 13
第７条　契約者暗証番号 13
第８条　契約申込みの承諾 13
第９条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の契約者確認の取扱い 14
第 10 条　本人確認書類の照会 14
第 11 条　電話番号 14
第 12 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断 15
第 13 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡 15
第 14 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除 16
第 15 条　当社が行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除 16
第 16 条　初期契約解除の取扱い 16
第 17 条　その他の提供条件 17

第４章　ローミング契約 18

第 18 条　ローミング契約 18
第 19 条　特定事業者の契約約款による制約等 18
第 20 条　電話番号 18
第 21 条　ローミングに係る端末設備の工事等 18
第 22 条　当社が行うローミング契約の解除 18

第５章　オプション機能 19

第 23 条　オプション機能の提供 19
第 24 条　オプション機能の廃止 19
第 25 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断があった場合の取扱い 19
第 25 条の２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があった場合の取扱い 19
第 25 条の３　地位の承継があった場合の取扱い 19

第６章　ＳＩＭカードの貸与等 20

第 26 条　ＳＩＭカードの貸与 20
第 27 条　電話番号その他の情報の登録等 20
第 28 条　ＳＩＭカードの情報消去及び破棄 20
第 29 条　ＳＩＭ等の管理責任 20
第 30 条　ＰＩＮコード 21

第７章　利用中止等 22

第 31 条　利用中止 22
第 32 条　利用停止 22
第 33 条　利用限度額の設定 23

第８章　通信 25

第１節　通信の種類等

第 34 条　通信の種類 25
第 35 条　電波伝播条件による通信場所の制約 25
第 36 条　相互接続に伴う通信 25
第 37 条　特定事業者との間で継続して接続する通信 25
第 38 条　国際通話の取扱い 26
第 39 条　外国における取扱い制限 26

第２節　通信利用の制限等

第 40 条　通信利用の制限等 26
第 41 条　通信の利用を制限する措置 27
第 42 条　同上 27
第 43 条　同上 28

第９章　料金等 29

第１節　料金及び工事に関する費用

第 44 条　料金及び工事に関する費用 29

第２節　料金等の支払義務

第 45 条　基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務 29
第 46 条　通話料及びデータ通信料の支払義務 30

第 46 条の２　契約解除料の支払義務 30
第 47 条　手続きに関する料金の支払義務 30
第 48 条　ユニバーサルサービス料の支払義務 31
第 49 条　電話リレーサービス料の支払義務 31
第 50 条　工事費の支払義務 31

第３節　料金の計算及び支払い

第 51 条　料金の計算及び支払い 31

第４節　預託金

第 52 条　預託金 31

第５節　割増金及び延滞利息

第 53 条　割増金 32
第 54 条　延滞利息 32

第６節　収納手数料の負担等

第 55 条　収納手数料の負担等 32

第７節　相互接続通信の料金の取扱い

第 56 条　相互接続通信の料金の取扱い 33

第８節　特定事業者に係る債権の取扱い

第 57 条　特定事業者が提供するローミングに係る債権の譲受等 33
第 58 条　ローミングに係る債権の譲渡等 33

第 10 章　保守 35

第 59 条　契約者の維持責任 35
第 60 条　契約者の切分責任 35
第 61 条　修理又は復旧 35
第 62 条　修理又は復旧の場合の暫定措置 36

第 11 章　損害賠償 37

第 63 条　責任の制限 37
第 64 条　免責 38

第 12 章　雑則 39

第 65 条　発信者番号通知 39
第 66 条　緊急通報に係る情報通知 39
第 67 条　承諾の限界 39
第 68 条　利用に係る契約者の義務 40
第 69 条　利用者登録 40
第 70 条　特定事業者が提供するローミングの利用等 41
第 71 条　当社の電話サービス等契約約款における特定第２種一般電話契約の締結 . 41
第 72 条　他の電気通信事業者への通知 42
第 73 条　契約者に係る情報の利用 43
第 74 条　位置情報等の匿名化利用 43
第 74 条の２　外国に所在する事業者における特定利用者情報の取扱い 43
第 75 条　電話番号案内 43
第 76 条　電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等 43
第 77 条　提供条件書等 44
第 78 条　法令に規定する事項 44
第 79 条　準拠法 44
第 80 条　閲覧 44
第 81 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの廃止 44

料金表 45
通則 45
第１表　料金 50
第１　基本使用料 50
第２　オプション機能使用料 64
第３　通話料 73
第４　データ通信料 86
第４の２　契約解除料 92
第５　手続きに関する料金 94
第６　ユニバーサルサービス料 97
第７　電話リレーサービス料 98
第２表　工事費 99
第３表　付随サービスに関する料金等 100
第１　通信明細書発行手数料 100
第２　支払証明書等発行手数料 100
第３　利用料金証明書発行手数料 100
第４　削除 101
第５　払込取扱票発行手数料 101
第６　窓口取扱手数料 101
第７　空き電話番号検索手数料 101
第４表　証明手数料 103

別表１　オプション機能 104
別表２　海外ローミング機能（海外インターネット利用に係るものを除きます。）の海外利用地域 115
別表３　海外ローミング機能（海外インターネット利用に係るものに限ります。）の海外利用地域 118
別表４　削除 120

別記 121

附則 136

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、このＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ契約約款（以下「この約款」といいます。）によりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡを提供します。

（注）　本条のほか、当社は、別記２に定めるところによりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）を提供します。

（約款の変更等）

第２条　当社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

３　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の２の３第２項第１号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
通話	おおむね３キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ	電話網又はデータ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービス（無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するものに限ります。）であって、当社のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービス契約約款に定めるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービス以外のもの
サービス取扱所	（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに関する業務を行う当社の事業所 （２）　当社の委託によりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに関す

	る契約事務を行う者の事業所
ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約	当社からＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスの提供を受けるための契約
ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者	当社とＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を締結している者
ローミング契約	当社からローミングの提供を受けるための契約
ローミング契約者	当社とローミング契約を締結している者
契約者	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者又はローミング契約者
協定事業者	当社と相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
外国事業者	当社と国際ローミング協定（事業法第 40 条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、当社が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者
特定事業者	沖縄セルラー電話株式会社
特定ＭＮＯ	ＵＱコミュニケーションズ株式会社
特定電気事業者	ａｕエネルギー＆ライフ株式会社
ＵＱｍⅡ約款	特定事業者のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ契約約款
ＵＱｍＩ約款	当社又は特定事業者のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービス契約約款
５Ｇ約款	当社又は特定事業者のａｕ（５Ｇ）通信サービス契約約款
ＬＴＥ約款	当社又は特定事業者のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款
ａｕ約款	５Ｇ約款及びＬＴＥ約款
ｐｏｖｏ1.0 約款	当社又は特定事業者のｐｏｖｏ1.0 通信サービス契約約款
ｐｏｖｏ2.0 約款	当社又は特定事業者のｐｏｖｏ2.0 通信サービス契約約款
ｐｏｖｏ約款	ｐｏｖｏ1.0 約款及びｐｏｖｏ2.0 約款
ＵＱＣ約款	特定ＭＮＯのＵＱ通信サービス契約約款
加入電話サービス	電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）別表第１号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（ＩＰ電話サービスを除きます。）
ＩＰ電話サービス	電気通信番号規則別表第１号又は第６号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（別記 25 に定めるものを除きます。）
中継サービス	電気通信番号規則別表第２号又は第 10 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
携帯電話サービス	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第３条第１号に規定する携帯無線通信により提供される電気通信サービス
加入電話事業者	当社又は加入電話サービスを提供する協定事業者
ＩＰ電話事業者	当社又はＩＰ電話サービスを提供する協定事業者
中継事業者	当社又は中継サービスを提供する協定事業者

携帯電話事業者	当社、特定事業者及び携帯電話サービスを提供する協定事業者
移動無線装置	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるため電気通信設備であって、次のもの （１）　電波法施行規則第３条第１項第８号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（当社が設置するものに限ります。） （２）　無線設備規則第 49 条の 29 の２に定める条件に適合する無線基地局設備（特定ＭＮＯが設置するものに限ります。以下前号と合わせて「５Ｇ基地局設備」といいます。） （３）　電波法施行規則第３条第１項第８号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九－四世代移動通信システムによるもの（当社が設置するものに限ります。以下「ＬＴＥ基地局設備」といいます。） （４）　無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備（特定ＭＮＯが設置するものに限ります。以下「ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備」といいます。）
端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組合せ
国際ネットワーク番号	ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｅ.164 及びＩＴＵ－Ｔ勧告Ｅ.164.1 に基づきＩＴＵが割り当てる番号
国際ネットワーク	複数国に跨って提供されることを目的として国際ネットワーク番号を用いる電気通信サービス
ＳＩＭカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供のために、当社がＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に貸与するもの又は特定事業者がＵＱｍⅡ約款に基づきローミング契約者に貸与するもの
ｅＳＩＭ	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供のために、当社所定の手続きにより端末設備の領域に登録する電話番号その他の情報
ＳＩＭ等	ＳＩＭカード及びｅＳＩＭ
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
契約者回線	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
他網契約者回線	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ以外の電気通信サービスに係る電気通信回線（当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）であって、当社のＵＱｍＩ約款、ａｕ約款又はｐｏｖｏ約款に定める契約者回線以外のもの

他網公衆電話	当社又は協定事業者が街頭その他の場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス
当社相互接続点	当社がこの約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（携帯電話サービスを除きます。）に係る電気通信設備とＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る電気通信設備との間の接続点
他社相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点（接続専用回線（専らＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る電気通信回線設備相互間を接続するために設置される協定事業者の電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。）に係るものを除きます。）
相互接続点	当社相互接続点又は他社相互接続点
契約者回線等	（１）　契約者回線、当社のＵＱｍＩ約款、ａｕ約款若しくはｐｏｖｏ約款に定める契約者回線及び契約者回線に電話網又はデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 （２）　相互接続点
課金対象データ	契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により伝送されるデータ（制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含みます。以下同じとします。）
累計課金対象データ量	契約者回線との間のデータ通信に係る１料金月の課金対象データの総情報量
料金月	１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
課金開始日	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に基づいて当社がＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡサービスの提供を開始した日
ＵＱｍＩ契約	当社のＵＱｍＩ約款に定めるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ契約（デュアルサービスに係るものに限ります。）
ａｕ契約	当社の５Ｇ約款に定める５Ｇ契約及びＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約
ｐｏｖｏ1.0 契約	当社のｐｏｖｏ1.0 約款に定めるｐｏｖｏ1.0 契約
ｐｏｖｏ2.0 契約	当社のｐｏｖｏ2.0 約款に定めるｐｏｖｏ2.0 契約
ｐｏｖｏ契約	ｐｏｖｏ1.0 契約及びｐｏｖｏ2.0 契約
契約移行	当社が別に定める態様により、ＵＱｍＩ契約を解除すると同時に新たにＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を締結すること。

番号移行	当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、ａｕ契約若しくはｐｏｖｏ契約を解除すると同時に新たにＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を締結すること又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を解除すると同時に新たにａｕ契約若しくはｐｏｖｏ契約を締結すること
ＭＮＰ	電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第　108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの種類

（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの種類）

第４条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡには次の種類があります。

種類	内容
ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社又は特定ＭＮＯであるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ
ローミング	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定事業者又は特定ＭＮＯであるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ

第３章　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約

（契約の単位）

第５条　当社は、電話番号１番号ごとに１のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を締結します。この場合、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、１のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約につき１人に限ります。

（契約申込みの方法）

第６条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込んでいただきます。

（契約者暗証番号）

第７条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みをするときは、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係る契約者を識別するための暗証番号（以下「契約者暗証番号」といいます。）を指定していただきます。

２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、前項の規定により指定した契約者暗証番号については、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

３　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者以外の者が第１項の規定により指定された契約者暗証番号を使用した場合、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が使用したものとみなして取り扱います。

（契約申込みの承諾）

第８条　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約は、当社が承諾した時点をもって成立するものとします。

３　前２項の規定に関わらず、当社は、通信の取扱い上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

４　前３項の規定に関わらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みをした者（以下「契約申込者」といいます。）の年齢が満 13 歳未満であるとき（その申込みをした日において、満 13 歳に達する日の翌日から遡った最初の４月１日に最も近い１月１日が到来しているときを除きます。）

（２）　契約申込者がＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなる料金及び工事費又は割増金等の料金以外の債務（この条、第13条（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡）、第52条（預託金）及び第 69 条（利用者登録）においては、当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなる電気通信サービス等に係る債務を含みます。）をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（３）　第６条（契約申込みの方法）に基づき申し込まれた内容又は本人確認書類（運転免許証その他本人特定事項を確認するために提示を受けた身分証明書等をいいます。以下同じとします。）に虚偽若しくは不実の内容又は不備があると当社が認めたとき。

（４）　契約申込者が、第 32 条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当し、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を停止されたことがある又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サー

ビスⅡに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
（５）　契約申込者が、当社のＵＱｍＩ約款、ａｕ約款又はｐｏｖｏ約款に定めるところにより、その携帯電話サービスの利用を停止されたことがある又はその契約の解除を受けたことがあるとき。
（６）　第68条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
（７）　契約申込者が当社と締結している他の携帯電話サービスに係る契約（通話を行うことができるものに限ります。）の数の合計が５以上であるとき。
（８）　当社が指定した方法以外の支払方法が選択されているとき。
（９）　契約申込者とその支払いのために申告されたクレジットカード又は口座振替に係る金融口座の名義人とが異なるとき（当社が別に定める基準に該当する場合を除きます。）。
(10)　契約申込者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に定めるものをいいます。以下同じとします。）を貸与したと当社が認めたとき。
(11)　契約申込者が、当社がそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線に対して通信制御機能（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの品質維持や向上のために、通信先や利用しているアプリケーション等を識別し、混雑時の通信速度を制御する機能をいいます。以下同じとします。）を適用することに同意しないとき。
(12)　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の契約者確認の取扱い）
第９条　当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に対して、契約者確認（同法第９条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。
　この場合において、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（本人確認書類の照会）
第 10 条　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込み又は契約者確認に当たって、その契約申込者又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から提示を受けた本人確認書類について、当社が必要と判断したときは、発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。）を行う場合があります。

（電話番号）
第 11 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの電話番号は、１の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その電話番号については、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの電話番号を変更することがあります。

（注１）　電話番号の登録等（登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。）は、当社が行います。
（注２）　ＳＩＭ等の電話番号の登録等については、第 27 条（電話番号その他の情報の登録

等）に定めるところによります。

（注３）　当社は、本条第２項に規定する場合のほか、その契約又はそれ以前の契約に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権（第 13 条（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡）に定めるものをいいます。）の移転に係る手続きに虚偽の申告、書面の記載不備その他の瑕疵があったことが判明したときは、その電話番号を変更することがあります。

（注４）　当社は、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことをＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に通知します。

（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断）

第 12 条　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から当社所定の方法により請求があったときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなくＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡）

第 13 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡに係る利用権（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に基づき、当社からＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

　ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

３　当社は、前項の規定によりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。

（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権を譲り受けようとする者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）　前項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に虚偽の内容又は不備があると当社が認めたとき。

（３）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権を譲り受けようとする者が、第 32 条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用を停止されたことがある又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

（４）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権を譲り受けようとする者が、当社のＵＱｍＩ約款、ａｕ約款又はｐｏｖｏ約款に定めるところにより、その携帯電話サービスの利用を停止されたことがある又はその契約の解除を受けたことがあるとき。

（５）　第 68 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（６）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権を譲り受けようとする者が当社と締結している他の携帯電話サービスに係る契約（通話を行うことができるものに限ります。）の数の合計が５以上であるとき。

（７）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権を譲り受けようとする者（ＵＱ　ｍｏｂｉｌ

ｅサービスⅡ利用権を譲り受けようとする者により通話可能端末を貸与される者を含みます。)が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与したものと当社が認めたとき。

（８） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

４ ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があったときは、譲受人（ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の提供を譲り受ける者をいいます。以下同じとします。)は、譲渡人（ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権を譲り渡す者をいいます。以下同じとします。)の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務を承継します。

ただし、譲渡人は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があった日を含む料金月の前料金月以前のＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの料金その他の債務について、譲受人と連帯して支払いの責任を負うものとします。

（ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が行う契約の解除）

第 14 条 ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定のサービス取扱所に所定の方法により通知していただきます。

２ 当社は、前項の規定によるほか、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の死亡について、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者より死後事務を委任された高齢者等終身サポート事業者（以下この条において「死後事務受任事業者」といいます。)から、当社所定のサービス取扱所において所定の書面により届出があった場合、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から第１項に定める通知があったものとみなして取り扱います。

３ 前項の規定により行われたＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除に関して、当社と相続人その他第三者との間で起きた紛争については、死後事務受任事業者が一切の責任を負って対応するものとします。また、紛争に起因して当社に損害が生じた場合、死後事務受任事業者がその損害を賠償する義務を負うものとします。

（当社が行うＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除）

第 15 条 当社は、第 32 条（利用停止）の規定によりＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用を停止されたＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を解除することがあります。

２ 前項の規定に関わらず、当社は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が第 32 条（利用停止）第１項各号（第 13 号を除きます。)の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき、又は第 32 条第１項第 13 号に該当する場合は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用停止をしないでそのＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を解除することがあります。

３ 当社は、前２項の規定によるほか、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたときは、当社が指定する日をもって、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を解除するものとします。

４ 当社は、前３項の規定に関わらず、第 68 条（利用に係る契約者の義務）第４項により書類の提出を求めた場合であって、提出がないとき又は提出された内容若しくは氏名、住所等の契約者（第 69 条（利用者登録）に規定する利用者登録を行っている場合は、登録利用者を含みます。)の情報及び契約内容に虚偽があったと当社が認めたときは、そのＵＱ ｍ

ｏｂｉｌｅⅡ契約を解除することがあります。
５　当社は、前項の規定による解除に先立ち、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用停止をすることがあります。

（初期契約解除の取扱い）
第 16 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、新たなＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約（契約移行に係るものを除きます。以下この条において「新規契約」といいます。）又は既に締結しているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の一部の変更（契約移行によるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みを含みます。）を内容とする契約（以下この条において「変更契約」といい、新規契約と合わせて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第 22 条の２の７第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（対象契約を締結したときに、事業法第 26 条の２第１項の規定に基づき当社がＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に交付する書面（同条第２項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を受領した日又は対象契約に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡサービスの提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して８日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。）を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、事業法第 26 条の３の規定に基づき対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に負担していただきます。
２　初期契約解除は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が前項の書面を発した日（初期契約解除に際してＭＮＰ又は番号移行を利用する場合は、その電話番号の移転先となる電気通信サービスにおいて当該電話番号の利用が開始された日とします。）又は通知をした日に効力を生じます。
３　初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第 26 条の３、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

（その他の提供条件）
第 17 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第４章　ローミング契約

（ローミング契約）

第 18 条　ＵＱｍⅡ約款に規定するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ（当社が別に定めるものを含みます。）の提供を受けるための契約を締結している者は、当社とローミング契約を締結していることとなります。

（特定事業者の契約約款による制約等）

第 19 条　ローミング契約者は、ＵＱｍⅡ約款に基づきＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡを利用することができないときは、ローミングの提供を受けることはできません。

（電話番号）

第 20 条　ローミングの電話番号は、特定事業者が定めた番号とします。

（ローミングに係る端末設備の工事等）

第 21 条　ローミング契約者は、端末設備又は自営電気通信設備に関する工事その他の請求をすることはできません。

（当社が行うローミング契約の解除）

第 22 条　当社は、そのローミングと同一の種類のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡを廃止したときは、そのローミング契約を解除します。

第５章　オプション機能

（オプション機能の提供）

第 23 条　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から請求があったときは、別表１（オプション機能）に規定するオプション機能を提供します。

２　別表１（オプション機能）に基づき提供するオプション機能のうち、別記 28 に定める機能については、前項の規定に関わらず、それぞれＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

３　当社は、ローミング契約者が特定事業者から当社のオプション機能に相当する機能の提供を受けている場合は、そのオプション機能を提供します。

（オプション機能の廃止）

第 24 条　当社は、そのオプション機能の提供を受けているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除又はオプション機能の廃止の申出があったときは、オプション機能を廃止します。

（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断があった場合の取扱い）

第 25 条　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があった場合の取扱い）

第 25 条の２　当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ利用権の譲渡があった場合であって、別表１に別段の定めがあるときは、第 13 条（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ利用権の譲渡）、第 17 条（その他の提供条件）の規定に関わらず、そのオプション機能を廃止します。

（地位の承継があった場合の取扱い）

第 25 条の３　当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、契約者の地位の承継があった場合であって、別表１に別段の定めがあるときは、そのオプション機能を廃止します。

第６章　ＳＩＭカードの貸与等

（ＳＩＭカードの貸与）

第 26 条　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に対し、１のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約につき１のＳＩＭカードを貸与します。

２　当社は、前項の規定に関わらず、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与したＳＩＭカードを交換することがあります。この場合は、あらかじめそのことをＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に通知します。

３　第１項の規定に関わらず、次条の規定に基づきｅＳＩＭに電話番号その他の情報の登録等を行っているときは、ＳＩＭ等の種類の変更の請求があった場合を除き、ＳＩＭカードを貸与しません。

（電話番号その他の情報の登録等）

第 27 条　当社は、次の場合に、当社の貸与するＳＩＭ等に電話番号その他の情報の登録等を行います。

（１）　ＳＩＭカードを貸与するとき。

（２）　その他、当社のＳＩＭカードの貸与を受けている又はｅＳＩＭを保有するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から、そのＳＩＭ等への電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

２　当社は、前項の規定によるほか、第 11 条（電話番号）第２項又は第 62 条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

（ＳＩＭカードの情報消去及び破棄）

第 28 条　当社は、次の場合には、当社の貸与するＳＩＭカードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。

（１）　そのＳＩＭカードに係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。

（２）　ＳＩＭカードの変更その他の事由により、ＳＩＭカードを利用しなくなったとき。

２　当社のＳＩＭカードの貸与を受けているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのＳＩＭカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

（ＳＩＭ等の管理責任）

第 29 条　当社からＳＩＭカードの貸与を受けているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、そのＳＩＭカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

２　当社からＳＩＭカードの貸与を受けているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＳＩＭカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

３　当社は、第三者がＳＩＭ等を利用した場合であっても、そのＳＩＭカードの貸与を受けている又はｅＳＩＭを保有するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が利用したものとみなして取り扱います。

４　当社は、ＳＩＭ等の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わ

ないものとします。

（ＰＩＮコード）

第30条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社が別に定める方法により、ＳＩＭカード等に、ＰＩＮコード（そのＳＩＭ等を利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのＳＩＭカードの貸与を受けている又はｅＳＩＭを保有するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が登録を行ったものとみなします。

２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＰＩＮコードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第７章　利用中止等

（利用中止）

第 31 条　当社は、次の場合には、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの一部又は全部の利用を中止することがあります。

（１）　当社又は特定ＭＮＯの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（２）　特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

（３）　第 40 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

２　前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が認めた場合、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る料金その他の債務の支払方法について不正利用若しくは不正登録等、不当な行為のおそれがあると当社が判断した場合、又は、その契約者回線の不正利用、契約者回線の利用における不正登録、契約者回線に係る契約者が当社のＩＤ利用規約に違反していると当社が判断した場合等（それぞれ、そのおそれがある場合を含みます。）、不正な利益を得る目的が認められると当社が判断した場合は、一時的にＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ又はオプション機能の一部若しくは全部の利用を中止することがあります。

この場合において、当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

（注）　当社は、本条第１項の規定によりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者（個別の通知又は当社所定のＷＥＢサイトに掲示する等の方法により行います。）に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第 32 条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６カ月以内で当社が定める期間（第１号又は第２号の規定に該当するときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第４号、第６号、第８号又は第９号の規定に該当するときは、当社が指定する書類等を、当社所定の方法でサービス取扱所に提出していただくまでの間とします。）、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を停止することがあります。

（１）　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

（２）　契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービス等に係る料金等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（３）　第 52 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

（４）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る契約の申込み又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡の承認に係る請求に当たって事実に反する記載を行ったことが

判明したとき。

（５）　そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約が携帯電話不正利用防止法第７条第１項の規定に違反して通話可能端末設備等を譲渡されたものと当社が認めたとき。

（６）　第９条（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の契約者確認の取扱い）の規定に違反したとき。

（７）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者により通話可能端末設備等を貸与された者を含みます。）が携帯電話不正利用防止法第10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたとき。

（８）　携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定のいずれかに該当すると当社が認めたとき。

（９）　別記３若しくは別記４の規定に違反したとき、又は別記３若しくは別記４の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

(10)　契約者がそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ又は当社と契約を締結している他の携帯電話サービスの利用において第 68 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(11)　当社の＋メッセージ利用規約に定めるところにより、＋メッセージ（別表１（オプション機能）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の利用の停止があったとき。

(12)　警察機関が、特殊詐欺等の犯罪を防止するためにＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を停止する必要があると判断した場合であって、所定の方法により当社にその契約者回線に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を停止する要請を行ったとき。

(13)　契約者が、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る料金その他の債務の支払いに関し、クレジットカード又は金融機関等の口座の不正利用若しくは不正登録等、不当な行為をしたと当社が判断したとき。

(14)　契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(15)　別記５若しくは別記６の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等（別記７に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取り止めなかったとき。

(16)　別記８から別記 11 の規定に違反したとき。

２　当社は、前項の規定によりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　前項第 10 号の規定により利用を停止する場合（次のいずれかに該当する場合に限ります。）であって、緊急やむを得ないとき。

ア　第 68 条（利用に係る契約者の義務）第１項第３号の規定に違反する場合。

イ　第 68 条（利用に係る契約者の義務）第１項第５号の規定に違反する場合（専ら別記 17 の規定に基づく場合を除きます。）。

（２）　前項第８号又は第 12 号の規定により利用を停止するとき。

（３）　前項第 13 号の規定により利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき。

（利用限度額の設定）

第 33 条　当社は、国際通話（第 34 条（通信の種類）に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。）の月間累計額及び特定携帯国際自動通話（当社の電話サービス等契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する料金（同契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額に係る定額通話等料金を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額（以下この条において「国際通話月間累計額」といいます。）について、限度額（以下「国際通話利用限度額」といいます。）を設定します。

２　当社は、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約が、契約移行により締結されたものである場合、契約移行を行った日（以下「契約移行日」といいます。）を含む料金月（以下「契約移行月」といいます。）の国際通話月間累計額は、契約移行を行う前の電気通信回線から行った、ＵＱｍＩ約款に定める国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。）の月間累計額を合算して算出するものとします。

３　第１項に定める国際通話利用限度額は、３万円とします。

４　契約者は、第１項に規定する１の料金月における国際通話月間累計額が国際通話利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、その確認をした日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線から国際通話を行うことはできません。

５　契約者は、第１項の規定により設定された国際通話利用限度額を超えた部分に関する通話料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。

６　当社は、契約者からの申出があった場合であって、当社が別に定める基準に適合するときは、その申出のあった料金月において、国際通話利用限度額の解除又は変更を行うことがあります。

第８章　通信

第１節　通信の種類等

（通信の種類）

第 34 条　通信には、次の種類があります。

種類	内容
１　一般通信	２以外の通信
２　相互接続通信	相互接続点との間の通信

２　契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

種類	内容
１　通常通話	２以外の通話
２　国際通話	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの契約者回線を使用して本邦と外国との間で行う通話
備考　２欄に定める外国には、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）及びインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信、携帯移動衛星通信又はインマルサットＦｌｅｅｔＸｐｒｅｓｓ通信を取扱うために設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。	

３　国際通話は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの契約者回線からの通話に限り行うことができます。

（電波伝播条件による通信場所の制約）

第 35 条　通信は、その移動無線装置が別記１で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

（相互接続に伴う通信）

第 36 条　当社相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

２　他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

３　相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

（特定事業者との間で継続して接続する通信）

第 37 条　当社は、当社のサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社のサービス区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

２　当社は、特定事業者の電気通信サービスのサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社が継続して接続し、終了した通信については、その通

信を開始した時点の特定事業者のサービス区域において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

（国際通話の取扱い）

第 38 条　国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

２　当社は、契約者から請求があったときは、ＵＱ国際通話利用規制（その契約者回線から国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

３　そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約が、契約移行により締結されたものである場合であって、契約移行を行う前の電気通信回線について、ＵＱｍＩ約款に規定するＵＱ国際通話利用規制を行っていたときは、契約者から別段の申出がない限り、その契約者回線について前項に規定する請求があったものとして取り扱います。

４　前２項に規定する場合のほか、当社の電話サービス等契約約款に規定する特定通話等発信規制サービスＩの適用を受ける契約者回線について、ＵＱ国際通話利用規制を行います。

（外国における取扱い制限）

第 39 条　国際通話の取扱いに関しては、外国の法令、外国の事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第２節　通信利用の制限等

（通信利用の制限等）

第 40 条　当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

（１）　次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考　上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第１号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

（２）　特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

（通信の利用を制限する措置）

第 41 条　前条の規定による場合のほか、当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

（１）　通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

（２）　ＵＱ電子メール（別表１に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうする場合に、ＵＱ電子メールの配信を制限すること。

（３）　ＵＱ電子メールに係る通信において、多数のメールアドレスを指定して送信されたＵＱ電子メールであって、そのＵＱ電子メールの宛先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合に、そのＵＱ電子メールの配信を拒否すること。

（４）　契約者が送信したＵＱ電子メールについて、そのＵＱ電子メールの転送を継続して行うことがＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めた場合に、そのＵＱ電子メールの転送を停止すること。

（５）　契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

（６）　当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

（７）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が別記 16 に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。

２　当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

第 42 条　当社は、前２条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていないと判断して、当社の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第 43 条　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づくインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第９章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第 44 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの料金は、料金表第１表（料金）に規定する基本使用料、オプション機能使用料、通話料、データ通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とします。

２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの工事に関する費用は、料金表第２表（工事費）に規定する工事費とします。

第２節　料金等の支払義務

（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）

第 45 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次表に定める起算開始日から起算終了日の期間について、料金表第１表第１（基本使用料）及び第２（オプション機能使用料）に規定する料金（以下この条において「基本使用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。

（１）（２）以外の場合

起算開始日	課金開始日又はオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日（その開始日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）

（２）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除（番号移行に係るものを除きます。）があった場合

ア　基本使用料

起算開始日	課金開始日
起算終了日	契約の解除を含む料金月の末日

イ　オプション機能使用料

起算開始日	オプション機能の提供を開始した日
起算終了日	オプション機能の廃止があった日の前日（その開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日）

２　前項の期間において、利用の一時中断などによりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡを利用することができない状態が生じたときの基本使用料等の支払いは、次によります。

（１）　利用の一時中断をしたときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

（２）　利用停止があったときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

（３）　前２号の規定によるほか、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次の場合を除き、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の責めによらない理由によりそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその

ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡについての基本使用料等

３　前２項の規定に関わらず、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、別表１（オプション機能）欄に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第１表第２（オプション機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

４　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注１）　オプション機能の廃止があった日とは、その廃止の申込みの態様に応じて当社が定める日をいいます。

（注２）　基本使用料及びオプション機能使用料の日割については、料金表通則に定めるところによります。

（通話料及びデータ通信料の支払義務）

第 46 条　契約者は、その契約者回線からの通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。)について、別記 13 の規定により測定した通話時間又は送信回数と料金表第１表第３（通話料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

２　契約者は、その契約者回線との間のデータ通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったデータ通信を含みます。)について、別記 14 の規定により測定した情報量と料金表第１表第４（データ通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

３　相互接続通信の料金の支払義務については、前２項の規定に関わらず、第 56 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。

４　契約者は、通話料又はデータ通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。)の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記 15 に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

（契約解除料の支払義務）

第 46 条の２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、第 14 条（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が行う契約の解除）の規定に基づくＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除（番号移行に係るものを除きます。)を行ったときは、料金表第１表第４の２（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

２　前項に定めるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除が、事業法第 26 条の３に基づく契約の解除又は事業法施行規則第 22 条の２の７に定める確認措置を利用したものである場合、契約解除料の支払いを要しません。

（手続きに関する料金の支払義務）

第 47 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第 48 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、料金表第１表第６（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第 49 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、料金表第１表第７（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第 50 条　契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定に関わらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第３節　料金の計算及び支払い

（料金の計算及び支払い）

第 51 条　料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第４節　預託金

（預託金）

第 52 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次の場合には、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用に先立って（譲渡の場合はその承認に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みの承諾を受けたとき。

（２）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡の承認を請求したとき。

（３）　第 32 条（利用停止）第１項第１号又は第２号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

（４）　当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

２　預託金の額は、１ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約当たり 10 万円以内で当社が別に定める額とします。

３　預託金については、無利息とします。

４　当社は、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。なお、この場合の返還額は、第１項及び第２項による預入額から、その返還の時より前に次項の規定により当社の債権に充当した額を控除した残余の額とします。

５　当社は、預託金を返還する場合に、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が次のいずれかの契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

（１）　そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約

（２）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が当社と締結している又は締結していた他のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約若しくは他の電気通信サービスに係る契約

６　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除がａｕ契約又はｐｏｖｏ1.0 契約への番号移行に係るものである場合、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係る預託金について、前２項の規定に基づく返還に代え、新たに締結したａｕ契約又はｐｏｖｏ1.0 契約に係る預託金として、当社のａｕ約款又はｐｏｖｏ1.0 約款に基づき預け入れていただいたものとして取り扱います。

第５節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第 53 条　契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 54 条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第６節　収納手数料の負担等

（収納手数料の負担等）

第 55 条　契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過した後支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。

区分		手数料の額
１　２以外の場合	（１）　（２）以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円 （税込額 330 円）
	（２）　当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額
２　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合		収納代行機関又は金融機関等が定める額
備考　当社が別に定める条件に該当するときは、区分１の（１）に定める手数料の負担を		

要しません。

第７節　相互接続通信の料金の取扱い

（相互接続通信の料金の取扱い）

第 56 条　契約者又は相互接続通信の利用者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

２　前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、別記 23 又は別記 24 に定めるところによります。

３　相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

４　相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を、この約款に定めるところにより当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

５　前項の規定により協定事業者に譲渡する債権の取扱いについては、第 53 条（割増金）、第 54 条（延滞利息）、第 55 条（収納手数料の負担等）及び料金表通則の規定に関わらず、その通信に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第８節　特定事業者に係る債権の取扱い

（特定事業者が提供するローミングに係る債権の譲受等）

第 57 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＵＱｍⅡ約款に規定するローミングの利用により生じた債権を当社が特定事業者から譲り受け、その債権額をＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの料金に合算して請求することを承諾していただきます。

２　前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの料金とみなして取り扱います。

３　第１項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

４　第１項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第 53 条（割増金）、第 54 条（延滞利息）、第 55 条（収納手数料の負担等）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（ローミングに係る債権の譲渡等）

第 58 条　ローミング契約者は、ローミングの利用により生じた債権を、ローミングに係る他網相互接続通信に関する協定事業者の承諾が必要な場合にはその承諾を得て、当社が特定事業者に譲渡することを承諾していただきます。この場合、当社が譲渡する債権額は、別記 13 の規定により測定した通話時間若しくは送信回数又は別記 14 の規定により測定した情報量と料金表第１表第３（通話料）又は第４（データ通信料）の規定に基づいて算定した額（当社が別に定める電気通信番号を使用して行った相互接続通信により生じた債権にあっては、その電気通信番号に係る他網相互接続通信に関する当社又は協定事業者の契約

約款等の定めにより算定した額）とします。

２　前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

３　第１項の規定により譲渡する債権の取扱いについては、第53条（割増金）、第54条（延滞利息）、第 55 条（収納手数料の負担等）及び料金表通則の規定に関わらず、ＵＱｍⅡ約款に定めるところによります。

第10章　保守

（契約者の維持責任）

第59条　契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等などに適合するよう維持していただきます。

２　前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第60条　契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定ＭＮＯの電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

３　当社は、前項の試験により当社又は特定ＭＮＯが提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧）

第61条　当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

２　前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第40条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
１	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
２	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの

	選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第１順位となるものを除きます。）
３	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第 62 条　当社は、当社又は特定ＭＮＯの電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第11章　損害賠償

（責任の制限）

第63条　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。）は、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

２　前項の場合において、当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（１）　料金表第１表第１（基本使用料）に規定する料金

（２）　料金表第１表第２（オプション機能使用料）に規定する料金（海外ローミング機能に係るものを除きます。）

（３）　料金表第１表第２（オプション機能使用料）に規定する海外ローミング機能に係る料金（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均オプション機能使用料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

（４）　料金表第１表第３（通話料）に規定する料金（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均通話料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

３　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

４　前３項の規定に関わらず、当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

５　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前４項の規定は適用しません。

６　前５項の規定のほか、当社は、当社の責めに帰すべき理由により、別表１（オプション機能）に規定するオプション機能の利用に際し送受信又は蓄積された情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害が生じたときは、１料金月のオプション機能使用料（オプション機能使用料の定めがないものについては、その契約者回線に係る基本使用料とします。）を上限として賠償します。

ただし、この約款で別段の定めがある場合はこの限りでありません。

（免責）

第 64 条　当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その改造等に要する費用に限り負担します。

第12章　雑則

（発信者番号通知）

第65条　契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限ります。）又はＳＭＳ送信（ＳＭＳ（ＳＭＳ機能を利用した文字メッセージ（文字、数字及び記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の送信をいいます。以下同じとします。）については、その電話番号をその通話の着信のあった又はＳＭＳを受信した契約者回線等へ通知します。

ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りでありません。

（緊急通報に係る情報通知）

第66条　当社は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則別表第12号に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能によりＧＰＳ衛星から受信した信号等の情報を取得します。

２　当社は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。

ただし、下表の２欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
１　発信を行った契約者回線に係る電話番　号	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
２　その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている無線基地局設備に係る情報又は前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき計算した緯度及び経度の情報をいいます。）及びその契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

３　当社は、電話番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第63条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（承諾の限界）

第67条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

２　前項の規定によるほか、当社は、契約者が、当社が別に定める回数を超え１の料金月内

に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

（利用に係る契約者の義務）

第68条　契約者は、次のことを守っていただきます。

（１）　端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

（２）　故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（３）　故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

（４）　端末設備、自営電気通信設備又はＳＩＭ等に登録されている電話番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。

（５）　他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡを利用しないこと。

　なお、別記16に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

（６）　位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

（７）　次条に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

２　当社は、次条に規定する登録利用者その他契約者以外の者によるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用において、前項までの規定に反する事由が生じた場合、その契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。

３　契約者は、第１項第６号又は第７号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

４　前３項のほか、契約者は、当社が氏名、住所等の契約者（次条に規定する利用者登録を行っている場合は、登録利用者を含みます。）の情報及び契約内容の確認のために当社所定の書類の提出を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

（利用者登録）

第69条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものを除きます。以下この条において同じとします。）は、当社所定の方法により、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡを主に利用する者（そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の親族等であって、当社が別に定める基準に該当する者に限ります。）の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、その氏名及び生年月日とします。

２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、未成年にＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡを利用させるときは、その利用に先立って利用者登録を行っていただきます。
３　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、利用者登録を行うときは、その登録利用者の氏名、住所又は居所及び生年月日並びにＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者との続柄等を当社が確認するための書類を提示していただきます。
４　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。
（１）　その契約者回線に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡、基本使用料の料金種別の選択又はオプション機能の利用の請求若しくは廃止その他のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に関する請求は、この約款又は料金表に特段の定めがある場合を除き、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の意思表示に基づき行うこと。
（２）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者がＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、第 32 条（利用停止）の規定に基づきＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用を停止されること又は第 15 条（当社が行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除）の規定に基づきＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除を受けることがあること。
（３）　登録利用者が行う通信についても、当社が第 66 条（緊急通報に係る情報通知）の規定に基づく取扱いを行うこと。
（４）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者からの申出により登録利用者の変更が行われること及び変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信明細書の発行について、変更後の登録利用者に係る料金その他の債務の請求又は通信明細書の発行と合わせて行われることがあること。
（５）　登録利用者が利用する端末設備、行う通信、登録利用者の情報についても、第 74 条（位置情報等の匿名化利用）の規定に基づく匿名化利用を行うこと。
５　当社は、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約が、契約移行又はａｕ契約若しくはｐｏｖｏ1.0 契約からの番号移行（番号移行前と番号移行後の契約に係るａｕＩＤ（当社のＩＤ利用規約に定めるａｕＩＤをいいます。以下同じとします。）が同一となるものに限ります。）により締結されたものである場合であって、契約移行又は番号移行を行う前の電気通信回線について、それぞれの契約約款に定める利用者登録が行われているときは、契約者から別段の申出がない限り、その登録利用者についてＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の契約者回線に係る利用者登録があったものとして取り扱います。

（特定事業者が提供するローミングの利用等）
第 70 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＵＱｍⅡ約款の規定に基づき、特定事業者が提供するローミングに係る契約を特定事業者と締結していることとなります。
２　当社は、特定事業者から請求があったときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の氏名、住所、電話番号及び料金の支払状況等を通知することがあります。

（当社の電話サービス等契約約款における特定第２種一般電話契約の締結）
第 71 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社の電話サービス等契約約款の規定に基づき当社と特定第２種一般電話契約を締結していることとなります。
　ただし、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者からその特定第２種一般電話契約を締結しない旨

の意思表示があったときは、この限りでありません。

２　当社は、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約が、契約移行により締結されたものである場合であって、契約移行を行う前の電気通信回線について、ＵＱｍＩ約款に基づき特定第２種一般電話契約を締結しない旨の意思表示があったときは、契約者から別段の申出がない限り、契約者回線についても同様に取り扱います。

（他の電気通信事業者への通知）

第 72 条　当社は、中継事業者から請求があったときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者（その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス（その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記 27 に規定する事業者識別番号（電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）の提供を受けている者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、第 14 条（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が行う契約の解除）又は第 15 条（当社が行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除）の規定に基づきＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

３　契約者は、第 32 条（利用停止）第１項第６号の規定に基づきＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を停止されたことがある場合は、プライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

４　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、第 15 条（当社が行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除）第２項の規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第 32 条（利用停止）第１項第 10 号の規定に基づきＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を停止されたことがある場合（いずれの場合においても、第 68 条（利用に係る契約者の義務）第１項第５号の規定に違反した場合（専ら別記 16（１）に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合に限ります。）に限ります。）は、プライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

５　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その契約者回線からのＳＭＳ送信について、そのＳＭＳを受信した他網契約者回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他網契約者回線に係る電気通信事業者が定める禁止行為（この約款の別記 16 に定める禁止行為に相当するものをいいます。）に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者がプライバシーポリシーに定める電気通信事業者に、プライバシーポリシーに定める情報を通知することに、あらかじめ同意するものとします。

６　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その契約者回線からのＵＱ電子メールの送信について、そのＵＱ電子メールを受信した他網契約者回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他網契約者回線に係る電気通信事業者が定める禁止行為（この約款の別記 16 に定める禁止行為に相当するものをいいます。）に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者がプライバシーポリシーに定める電気通信事業者にプライバシーポリシーに定める情報を通知することに、あらかじめ同意するものとします。

７　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、第 15 条（当社が行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除）第２項の規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第 32 条（利用停止）の規定に基づＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用を停止されたことがある場合（いずれの場合においても、第 32 条第１項第 11 号の規定によるものに限ります。）は、プライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（契約者に係る情報の利用）

第 73 条　当社は、契約者に係る氏名、名称、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等又は登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社及び協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

　なお、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、プライバシーポリシーにおいて定めます。

（位置情報等の匿名化利用）

第 74 条　当社は、通信の秘密に該当する位置情報（通信の場所、日時及び端末識別符号に限ります。以下この条において同じとします。）、契約者等（契約者及び登録利用者をいいます。以下この条において同じとします。）の情報（市区町村名までの住所、年齢、性別その他当社が『「十分な匿名化」により加工した位置情報の活用』として掲示するＷＥＢサイト（以下「匿名位置情報に関するＷＥＢサイト」といいます。）に定める情報に限ります。以下この条において「契約者等情報」といいます。）について、匿名位置情報に関するＷＥＢサイトに定める利用目的のために、その時点での技術水準では契約者等を再特定又は再識別することが極めて困難といえる程度に匿名化を行った上で利用します。

２　当社は、前項に定める位置情報及び契約者等情報について、匿名位置情報に関するＷＥＢサイトに定める利用目的の範囲で、官公庁、公共団体、一般企業等の第三者に提供することがあります。

３　契約者等は、匿名位置情報に関するＷＥＢサイトに定める方法により、前２項に定める取扱い（以下「匿名化利用」といいます。）を停止する申出を行うことができます。

４　位置情報及び契約者等情報の匿名化の方法等、匿名化利用に係るその他の事項については、匿名位置情報に関するＷＥＢサイトにおいて定めます。

（外国に所在する事業者における特定利用者情報の取扱い）

第 74 条の２　外国に所在する事業者における特定利用者情報（事業法第 27 条の５の第 1 項に定めるものをいいます。）の取扱いについては、当社所定のＷＥＢサイトにその内容を掲示します。

（電話番号案内）

第 75 条　当社は、電話番号案内事業者（別記 26 に定める協定事業者をいいます。以下同じとします。）が提供する電話番号案内への接続（以下「電話番号案内接続」といいます。）により電話番号を案内します。

　ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りでありません。

（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）

第 76 条　電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第１表第３（通話料）に規定する電話番号案内料及び電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。

２　当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

（提供条件書等）

第 77 条　当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ及び付随サービスを提供します。

（法令に規定する事項）

第 78 条　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

２　前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、別記 18 から別記 20 に定めるところによります。

（準拠法）

第 79 条　この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（閲覧）

第 80 条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの廃止）

第 81 条　当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は所定のＷＥＢサイトに掲示する等の方法により、その旨を契約者に周知します。

２　当社は、前項の規定によりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの全部を廃止するときは、事業法施行規則第 22 条の２の 10 の規定に基づき、廃止の期日等をＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に通知します。

３　当社は、第１項の規定によりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

料金表
通則

（料金の計算方法など）
１　当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
（１）　（２）以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
（２）　海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金又は国際ＳＭＳ送信（別表１（オプション機能）に規定する国際ＳＭＳ送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

２　当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、オプション機能使用料、通話料、データ通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
　ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
３　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
３の２　当社は、基本使用料の料金種別の変更（第７項に定める国内通話定額の種類変更等又は通話パックの種類変更等当社所定の取扱いに係るものを含みます。）があった場合、その日の変更前に行った通話又はデータ通信に関する料金については、変更後に適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。
　ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。
４　当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。
　ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。
５　当社は、通話料については、通信の種類に関わらず、その全ての料金を合計した額により、請求を行います。

（基本使用料の料金種別の取扱い）
６　次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表の右欄に定める基本使用料の料金種別の総称をいいます。

用語	基本使用料の料金種別
ＵＱコミコミプラン	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、コミコミプランバリュー、コミコミプラン＋及びコミコミプランのもの
くりこしプラン	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別の

＋５Ｇ	うち、くりこしプランＳ　＋５Ｇ、くりこしプランＭ　＋５Ｇ及びくりこしプランＬ　＋５Ｇのもの

６の２　この約款に特段の定めがある場合を除き、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別は、それぞれ同表右欄に定める基本使用料の料金種別を示します。

用語	基本使用料の料金種別
ミニミニプラン	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、ミニミニプランのもの
トクトクプラン２	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、トクトクプラン２のもの
トクトクプラン	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、トクトクプランのもの
コミコミプランバリュー	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、コミコミプランバリューのもの
コミコミプラン＋	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、コミコミプラン＋のもの
コミコミプラン	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、コミコミプランのもの
くりこしプランＳ＋５Ｇ	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、くりこしプランＳ　＋５Ｇのもの
くりこしプランＭ＋５Ｇ	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、くりこしプランＭ　＋５Ｇのもの
くりこしプランＬ＋５Ｇ	第１種サービス及び第２種サービスに係る基本使用料の料金種別のうち、くりこしプランＬ　＋５Ｇのもの

（基本使用料等の日割）

７　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料及びオプション機能使用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第８号については、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第２項第３号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。）に応じて日割りします。

ただし、第 45 条第１項第２号に該当する場合の同号に定める基本使用料については、この限りでありません。

（１）　料金月の起算日以外の日に、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。

（２）　料金月の起算日以外の日に、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

（３）　料金月の起算日に、契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

（４）　料金月の起算日以外の日に、国内通話定額（第３（通話料）１（適用）（７）に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更（以下「国内通話定額の種類変更等」といいます。）があったとき。

（５）　料金月の起算日以外の日に、通話パック（第３（通話料）１（適用）（８）に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更（以下「通話パックの種類変更等」といいます。）があったとき。

（６）　料金月の起算日以外の日に、増量オプションⅡ（第３（データ通信料）１（適用）（４）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の適用の開始又は廃止があったとき。
（７）　料金月の起算日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
（８）　第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。
（９）　第３項の規定に基づく起算日の変更があったとき。

８　前項（第９号を除きます。）の規定による月額料金の日割は、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第２項第３号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

９　第７項第９号の規定による月額料金の日割は、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

10　第 63 条（責任の制限）第２項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定に当たっては、第５項及び第７項の規定に準じて取り扱います。

11　番号移行があった場合、番号移行があった日（以下「番号移行日」といいます。）を含む料金月（以下「番号移行月」といいます。）のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係る月額で定める料金（基本使用料又はオプション機能使用料以外であって、当社所定のものに限ります。以下この項において「特定月額料」といいます。）について、当社所定の方法により、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて日割りします。

起算開始日	番号移行月の初日（その料金月において、特定月額料に係るサービスの提供を開始した場合はその日とします。）
起算終了日	番号移行日の前日（特定月額料に係るサービスの提供を開始した日と番号移行日が同一の日である場合は、その日とします。）

（端数処理）

12　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
　ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（ＫＤＤＩ一括請求の取扱い）

13　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から申込みがあったときは、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が指定したＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に定める電気通信サービスであって、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が指定したものに限ります。以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて一括して請求（以下「ＫＤＤＩ一括請求」といいます。）します。

14　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＫＤＤＩ一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の方法により申込んでいただきます。

15　当社は、次に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。
（１）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。
（２）　その契約者回線がそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者以外の者（そのＵＱ　ｍｏｂｉ

ｌｅⅡ契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（３） そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が統合対象サービスに係る契約を締結している者と異なるとき。

（４） そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が、ＫＤＤＩ一括請求に係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（５） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

16　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ａｕ一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される当社又は特定事業者が提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線からなるグループであって、当社が別に定めるところによりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。)に関して、ＫＤＤＩ一括請求の取扱いを受けるときは、そのａｕ一括請求グループに所属する全ての契約者回線について、その申込みを行っていただきます。

17　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＫＤＤＩ一括請求に係る料金等の支払方法を変更しようとするときは、当社所定の書面を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。

18　当社は、ＫＤＤＩ一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。

（１） ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があったとき。

（２） 契約者の地位の承継があったとき。

（３） ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。

（４） 統合対象サービスの指定がなくなったとき。

（５） 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。

（６） その他第 15 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

19　ＫＤＤＩ一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（消費税相当額の加算）

20　この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りでありません。

（１） 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料

（２） 国際通話に関する料金

（３） 国際ＳＭＳ送信に関する料金（通話料に限ります。)

(注)　本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金等の支払い）

21　料金及び工事に関する費用の支払いについては、以下のとおりとします。

（１） ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、料金等の支払いについて、あらかじめ別記 30 に規

定する支払方法のいずれかを選択していただきます。

ただし、当社は、別記 30 に定める支払方法であっても当社の判断によりその選択を拒むことができるものとします。

（２） ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、前号の規定により選択した支払方法により支払っていただきます。

（３） 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（４） ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社が必要と判断したときは、２月以上の料金等を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただきます。

（料金等の臨時減免）

22 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定に関わらず、臨時に、その料金及び工事に関する費用を減免することがあります。

23 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

（料金等の請求）

24 ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、請求に関する当社の各規約等に定めるところによります。

（注） その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、「請求に関する当社の各規約等」に「ご請求に関するお手続き（https://biz.kddi.com/support/payment/）」を含みます。

（期限の利益喪失）

25 ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

（１） ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

（２） ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

（３） ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（４） ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

（５） ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の所在が不明であるとき。

（６） ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が預託金を預け入れないとき。

（７） その他ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

26 ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、前項第２号から第４号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにＵＱ ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第１表　料金

第１　基本使用料

１　適用

基本使用料の適用については、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用月数</td><td>ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用月数は、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数を通算したもの（契約移行があった場合は、契約移行前のＵＱｍＩ契約により提供を受けていたＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスに係る利用開始月からその契約移行日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。）とします。</td></tr>
<tr><td>（１）の２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類</td><td>ア　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡには、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>第１種サービス</td><td>第２種サービス以外のもの</td></tr>
<tr><td>第２種サービス</td><td>別表１に定める５Ｇ　ＳＡ機能を利用可能なＳＩＭ等を挿入している端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td></tr>
</table>
イ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更を請求することができます。
ウ　前項の請求があったときは、その変更日から変更後のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類による料金を適用します。
エ　ローミングには、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡと同一の種類があります。</td></tr>
<tr><td>（２）　基本使用料の料金種別の選択</td><td>ア　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの基本使用料には、次の料金種別があります。
（ア）　第１種サービスに係るもの
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>トクトクプラン２</td></tr>
<tr><td>コミコミプランバリュー</td></tr>
</table>
（イ）　第２種サービスに係るもの
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>トクトクプラン２</td></tr>
<tr><td>コミコミプランバリュー</td></tr>
</table>
イ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。
ウ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。
エ　選択又は変更の請求をすることができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備等により当社が定めるところによります。</td></tr>
</table>

オ　ウの請求があった場合、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

　ただし、その請求が、端末設備の変更（当社が別に定めるサービス取扱所において行う、その契約者回線に接続する端末設備の変更であって、当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

カ　アに規定するほか、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの基本使用料には、次の料金種別があります。

　ただし、オまでの規定にかかわらず、この基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更による同一名称の料金種別への変更を除きます。）の請求をすることはできません。

（ア）　第１種サービスに係るもの

基本使用料の料金種別
ミニミニプラン
トクトクプラン
コミコミプラン＋
コミコミプラン
くりこしプランＳ　＋５Ｇ
くりこしプランＭ　＋５Ｇ
くりこしプランＬ　＋５Ｇ

（イ）　第２種サービスに係るもの

基本使用料の料金種別
ミニミニプラン
トクトクプラン
コミコミプラン＋
コミコミプラン
くりこしプランＳ　＋５Ｇ
くりこしプランＭ　＋５Ｇ
くりこしプランＬ　＋５Ｇ

（３）　国内通話定額等の適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用

国内通話定額又は通話パックの適用を受けている場合、２（料金額）に規定する料金額に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。

１契約者回線ごとに月額

区分		料金額 税抜額（税込額）
通話放題ライト		800円（880円）
通話放題	下欄以外の場合	1,800円（1,980円）
	ＵＱコミコミプランの適用を受けている場合	1,000円（1,100円）

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>かけ放題（10分/回）</td><td>700円(770円)</td></tr>
<tr><td>かけ放題（24時間いつでも）</td><td>1,700円(1,870円)</td></tr>
<tr><td>通話パック60</td><td>600円(660円)</td></tr>
<tr><td>通話パック（60分/月）</td><td>500円(550円)</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（４）　増量オプションⅡの適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用</td><td>増量オプションⅡの適用を受けている場合、２（料金額）に規定する料金額に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。
１契約者回線ごとに月額
<table>
<tr><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額500円(税込額550円)</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（５）　トクトクプラン２及びトクトクプランの契約者回線に係る基本使用料の割引適用</td><td>ア　当社は、トクトクプラン２及びトクトクプランの適用を受けている契約者回線に係る基本使用料について、その契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める値以下である場合、同表に定める額（以下この欄において「割引額」といい、通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて割引額を日割りした額とします。）の割引（以下「小容量利用割引」といいます。）を行います。
（ア）　トクトクプラン２の適用を受けている場合
１契約者回線ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">累計課金対象データ量</td><td>割引額</td></tr>
<tr><td>税抜額(税込額)</td></tr>
<tr><td>５ギガバイト</td><td>1,000円(1,100円)</td></tr>
</table>
（イ）　トクトクプランの適用を受けている場合
１契約者回線ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">累計課金対象データ量</td><td>割引額</td></tr>
<tr><td>税抜額(税込額)</td></tr>
<tr><td>１ギガバイト</td><td>1,080円(1,188円)</td></tr>
</table>
イ　小容量利用割引に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（６）　自宅セット割の適用</td><td>ア　自宅セット割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅セット割・家族セット割グループ（１又は２の判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄及び（７）において同じとします。）及び割引対象回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄及び（６）において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄及び（７）において同じとします。）を構成する契約者回線に係る利用料金（この約款の規定により支払いを要することとされるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの料金（基本使用料、オプション機能使用料（海外ローミング機能に係るものを除きます。）及び通話料（国際通話及び国際ＳＭＳ送信に係るものを除きます。）に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄及び（７）において同じとします。）につい</td></tr>
</table>

て、次表に定める額（利用料金の額が次表に定める額に満たない場合は、利用料金の額とします。）の割引を行うことをいいます。

１契約者回線ごとに月額

その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別	割引額
ミニミニプラン トクトクプラン２ トクトクプラン	税抜額 1,000 円 （税込額 1,100 円）
くりこしプランＳ　＋５Ｇ くりこしプランＭ　＋５Ｇ	税抜額 580 円 （税込額 638 円）
くりこしプランＬ　＋５Ｇ	税抜額 780 円 （税込額 858 円）

イ　本割引に係る判定用回線とは、次表に定める種類の判定用サービスに係る電気通信回線等をいいます。

種類	判定用サービス
タイプⅠ	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。）
タイプⅡ	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービス（本割引の適用に当たり、テレビサービスに相当すると当社が認めるものを含みます。）のうちいずれか２のサービス（そのサービスは他の１のサービスと合わせて選択することができるものに限ります。以下この（６）において同じとします。）
タイプⅢ	ａｕ約款に定める５Ｇシングル又はＬＴＥシングル
タイプⅣ	ＵＱＣ約款に定めるＷｉＭＡＸ＋５Ｇサービス（特定ＭＮＯのＭＶＮＯが提供する当社が別に定めるサービスを含みます。）であって、その電気通信サービスに係る電話番号がＭ２Ｍ等専用番号（電気通信番号規則別表第３号に定める電気通信番号をいいます。）以外のもの
タイプⅤ	特定電気事業者又は特定事業者のでんき契約約款、ａｕでんき需給約款若しくはａｕでんき供給約款に基づき提供されるサービス

ウ　本割引に係る割引対象回線とは、本割引若しくは次表の左欄に定める取扱いを選択又はその適用を受けることとなる電気通信回線をいいます。

取扱い	名称
ＵＱｍⅡ約款に定める自宅セット割又はＵＱｍⅠ約款に定める自宅セット割Ⅱ	自宅セット割
この約款又はＵＱｍⅡ約款に定める家族セット割	家族セット割

ａｕ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引	スマートバリュー
５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引	家族割プラス
ＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第２種ＬＴＥシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用	ルーター割引
ＬＴＥ約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用	据置ルーター割引
５Ｇ約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又はＬＴＥ約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用	固定代替割引

備考
１　以下この（６）及び（７）において、上欄の取扱いは、それぞれ同表の右欄に定める名称を使用します。
２　その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合、「家族割プラス」を「法人割プラス」に読み替えます。
３　上欄の取扱いについて、当社が提供するもののみを示す場合「ＫＤＤＩ」を、特定事業者が提供するもののみを示す場合は「ＯＣＴ」を、それぞれの名称の前に付加したものに読み替えます。以下同じとします。

エ　本割引は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線に限り、選択することができます。

オ　自宅セット割・家族セット割グループは、１又は２の判定用回線につき１とします。

カ　本割引には判定用サービスの種類に応じて次表に定める種類があり、本割引を選択するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、所定の方法により、本割引の種類及び１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

本割引の種類	判定用サービスの種類
インターネットコース	タイプＶ以外
でんきコース	タイプＶ

キ　当社は、ＵＱｍＩ契約（その電気通信回線について、ＵＱｍＩ約款に定める自宅セット割Ⅱの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行があった場合、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から別段の申出がない限り、契約移行に際し、その契約者回線についてカの申出（でんきコースに係るものに限ります。）があったものとして取り扱います。

ク　当社は、ａｕ契約（ａｕ約款に定めるスマートバリュー又は家族割プラスに係る割引選択回線群に所属し、ａｕスマートバリューの適用を受けている電気通信回線に係るものに限ります。）からの番号移行があった場合、番号移行に際し、その契約者回線について、その割引選択回線群に係るものと同一の判定用回線又は固

	定代替回線（ニに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、カの申出があり当社が承諾したものとして取り扱います。 ケ　当社は、カの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　指定した判定用回線（タイプⅢの判定用サービス（ＬＴＥシングルに限ります。）に係るものに限ります。）について、据置ルーター割引の申出を当社又は特定事業者が承諾していないとき。 （イ）　指定した判定用回線（タイプⅢ又はタイプⅣの判定用サービスに係るものに限ります。）について、固定ルータープラン（判定用事業者（判定用サービスを提供する事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約約款等に定める料金プランであって、本割引に係る当社のＷＥＢサイトに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けていないとき。 （ウ）　その申出により、その自宅セット割・家族セット割グループにおいて、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が２以上となるとき。 （エ）　指定した判定用回線が所属する自宅セット割・家族セット割グループを構成する割引対象回線（判定用サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となるとき。 （オ）　申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき（その契約者回線に係る契約者（満 50 歳以上の者に限ります。）と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （カ）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （キ）　申出のあった契約者回線について、他の自宅セット割・家族セット割グループに属しているとき。 （ク）　指定した判定用回線に係る判定用サービスの契約の申込みについて、判定用事業者が登録を完了していないとき。 （ケ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （コ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 コ　本割引の計算は、料金月単位で行います。 サ　本割引の適用の開始は、カの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

シ　アの規定に関わらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月について本割引を適用しません。

（ア）　その契約者回線について、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていないとき。

基本使用料の料金種別
ミニミニプラン、トクトクプラン２、トクトクプラン、くりこしプラン　＋５Ｇ

（イ）　指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。

ス　シの（イ）の規定に関わらず、その料金月の末日において、判定用サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起算して６料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、６料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。

セ　キに該当する場合は、ス中「本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月」を「ＵＱｍＩ契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に読み替えて適用します。

ソ　その料金月の末日において、インターネットコース及びでんきコースに係る判定用サービス（二、ヌ又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて指定のあった固定代替回線に係る電気通信サービスを含みます。）の提供を受けている場合（ス又はトの表の区分３に該当し、本割引の適用を受けている場合を含みます。）、その料金月の本割引は、インターネットコースを適用します。

タ　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。

①　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。

②　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があったとき（譲受人と譲渡人の関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

③　契約者の地位の承継があったとき。

（イ）　判定用回線（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅤの判定用サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。

①　判定用サービス（タイプⅠであって、その電話サービスがＪＣＯＭ株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）に係る契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当

	社が確認したときを除きます。)。 a　居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用サービスの契約の申込みがあり、判定用事業者がその登録を完了しているとき。 b　その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用サービスの契約の申込みがあり、判定用事業者がその登録を完了しているとき。 ②　判定用事業者が定める条件に該当するとき。 ③　判定用事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、判定用事業者の責めによらない理由により、その契約の申込みの取消し又は解除等があったとき。 ④　判定用事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、判定用事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（ヌ又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて固定代替回線の指定があったときを除きます。)。 （ウ）　判定用回線（タイプⅢ又はタイプⅣの判定用サービスに係るものに限ります。)又は固定代替回線について、当社、特定事業者又は判定用事業者の契約約款等に定めるところにより、以下のいずれかに該当することとなったとき。 ①　判定用回線について、固定ルータープラン以外への変更があったとき。 ②　固定代替回線について、固定代替ルータープラン（当社又は特定事業者のａｕ約款に定める料金プランであって、本割引に係る当社のＷＥＢサイトに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)以外への変更があったとき。 ③　サービスの利用権の譲渡があったとき（利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。 ④　タイプⅢの判定用サービスに係る契約者の地位の承継があったとき。 ⑤　サービスの利用の一時休止があったとき。 ⑥　契約の解除があったとき。 （エ）　その他ケのいずれかに該当することとなったとき。 チ　判定用回線に代えて指定のあった固定代替回線に係る契約者の住所が、判定用サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを固定代替回線が所属する自宅セット割・家族セット割グループを構成するいずれかの電気通信回線の契約者に通知することがあります。 ツ　チに定める通知を受けた場合又は固定代替回線に係る契約者の住所が判定用サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合（知ることができた場合を含みます。)、その自宅セット割・家族セット割グループを構成するいずれかの電気通信回線の契約者は、速やかに判定用サービスに係る契約を申込み、その自

宅セット割・家族セット割グループの判定用回線として指定していただきます。

テ　ツの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その自宅セット割・家族セット割グループを構成する契約者回線について、本割引を廃止します

ト　タ又はテの規定により、本割引の適用を廃止する場合の取扱いについては、次表のとおりとします。

　この場合、同一料金月内において、次表の２欄又は３欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄又は２欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄又は２欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２又は３以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（タの(ア)の②若しくは③又は(ウ)の③若しくは④の場合は、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの利用料金について、本割引の適用の対象とします。
２　契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はタの(ア)の①、(ウ)の①若しくは②（ａｕ約款に定めるものであって、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。)、⑤若しくは⑥により本割引を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの利用料金について、本割引の適用の対象とします。
３　タの(イ)の④により本割引を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し４料金月の末日までの利用料金について、本割引の適用の対象とします。

ナ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、タの(イ)の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割り引いた額（キに該当する場合は、ＵＱｍＩ約款に定める自宅セット割Ⅱの適用により当社が割り引いた額を含みます。)を支払っていただきます。

ニ　その住所が判定用サービスの提供地域外である等により、判定用事業者が指定のあった判定用回線に係る判定用サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、判定用回線に代えて、特定の電気通信回線（以下この欄において「固定代替回線」といいます。)を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。

　この場合において、クに定めるほか、当社は、その固定代替回

<table>
<tr><td></td><td>線が、ａｕ約款に定めるところにより次の全てを満たすときに限り、その申出を承諾します。
（ア）　固定代替回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。
（イ）　固定代替回線について固定代替ルータープランを選択していること。
（ウ）　その申出により、その自宅セット割・家族セット割グループにおいて、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が２以上とならないこと。
ヌ　ニに定めるほか、判定用事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、判定用事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた自宅セット割・家族セット割グループに固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限ります。）が含まれないときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、判定用回線に代えて、固定代替回線（二の各号の全てを満たすものに限ります。）を指定することができます。
ネ　二又はヌに定めるほか、判定用事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、判定用事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた自宅セット割・家族セット割グループに固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限ります。）が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し５料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、固定代替回線の指定があったものとみなします。
ノ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、本割引又はウに定める取扱いの適用の可否を判断するためにその契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、特定事業者及び判定用事業者の間で相互に開示し照会すること並びにこれを利用することを承諾していただきます。
ハ　本割引の適用の申出があった場合、（７）に定める家族セット割の適用の申出があったものとして取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（７）　家族セット割の適用</td><td>ア　家族セット割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅セット割・家族セット割グループを構成する契約者回線（本割引を選択するものに限ります。）に係る利用料金について、その契約者回線が所属する自宅セット割・家族セット割グループに係る算定対象回線の数が２以上の場合において、次表に定める額（利用料金の額が次表に定める額に満たない場合は、利用料金の額とします。）の割引を行うことをいいます。
１契約者回線ごとに月額
<table><tr><td>その料金月の末日において適用を受けて</td><td>割引額</td></tr></table></td></tr>
</table>

いる基本使用料の料金種別	
ミニミニプラン トクトクプラン２ トクトクプラン	税抜額 500 円 （税込額 550 円）

イ　本割引に係る算定対象回線とは、本割引又はＯＣＴ家族セット割を選択する電気通信回線であって、それぞれ次表（ＵＱｍⅡ約款に定める次表に相当するものを含みます。以下この欄において同じとします。）に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているものをいいます。

基本使用料の料金種別
ミニミニプラン、トクトクプラン２、トクトクプラン、ＵＱコミコミプラン、くりこしプラン　＋５Ｇ

ウ　本割引は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線であって、イの表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限り、選択することができます。

エ　本割引を選択する契約者は、１の自宅セット割・家族セット割グループを選択して、当社に申し出ていただきます。

オ　当社は、ａｕ契約（ａｕ約款に定めるスマートバリュー又は家族割プラスに係る割引選択回線群に所属し、家族割プラスの適用を受けている電気通信回線に係るものに限ります。）からの番号移行があった場合、番号移行に際し、その契約者回線について、エの申出があり当社が承諾したものとして取り扱います。

カ　当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　指定した自宅セット割・家族セット割グループを構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が 11 以上となるとき。

（イ）　申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した自宅セット割・家族セット割グループを構成する他の割引対象回線に係る契約者の住所と異なるとき。

（ウ）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が指定した自宅セット割・家族セット割グループを構成する他の割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（エ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（オ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ　本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ　アに定める本割引の適用に係る算定対象回線の数は、その料金月の末日における算定対象回線の数（その料金月にＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があった場合、その事由が生じた日における算定対象回線の数を含みます。）とします。

<table>
<tr><td></td><td>
ク　本割引の適用の開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
ケ　アの規定に関わらず、次に該当する場合、その料金月について本割引を適用しません。
（ア）　その料金月の末日において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていないとき。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>ミニミニプラン、トクトクプラン２、トクトクプラン</td></tr>
</table>
（イ）　その契約者回線について、自宅セット割の適用を受けるとき。
コ　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。
（イ）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があったとき（譲受人と譲渡人との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
（ウ）　契約者の地位の承継があったとき。
サ　コの規定により本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
　この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（コの（イ）又は（ウ）により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの利用料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの利用料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
シ　契約者は、本割引又はＯＣＴ家族セット割の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社及び特定事業者の間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。
</td></tr>
<tr><td>（８）　ａｕＰＡＹカードお支払い割の適用</td><td>ア　当社は、（ア）に定める適用条件の全てを満たす契約者回線に係る基本使用料について、（イ）に定める額（通則に規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割りした額とします。）の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を行</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
います。
（ア）　適用条件
①　その料金月の末日において指定されているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの料金その他の債務の支払方法が、ａｕＰＡＹカードによるものであること。
②　次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていること。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>ミニミニプラン、トクトクプラン２、トクトクプラン</td></tr>
</table>
③　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）でないこと。
（イ）　割引額
①　トクトクプラン２の適用を受けている場合
１契約者回線ごとに月額
<table>
<tr><th>割引額</th></tr>
<tr><td>税抜額 200 円（税込額 220 円）</td></tr>
</table>
②　ミニミニプラン又はトクトクプランの適用を受けている場合
１契約者回線ごとに月額
<table>
<tr><th>割引額</th></tr>
<tr><td>税抜額 170 円（税込額 187 円）</td></tr>
</table>
イ　本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。
ウ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
エ　ａｕＰＡＹカードによる支払いに関する手続き及び提供条件等については、当社が別に定めるところによります。
</td></tr>
</table>

２　料金額

１契約者回線ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	料金額 税抜額(税込額)
第１種サービス	ミニミニプラン	2,150 円(2,365 円)
	トクトクプラン２	3,680 円(4,048 円)
	トクトクプラン	3,150 円(3,465 円)
	コミコミプランバリュー	3,480 円(3,828 円)
	コミコミプラン＋	2,980 円(3,278 円)
	コミコミプラン	2,980 円(3,278 円)
	くりこしプランＳ　＋５Ｇ	1,480 円(1,628 円)
	くりこしプランＭ　＋５Ｇ	2,480 円(2,728 円)
	くりこしプランＬ　＋５Ｇ	3,480 円(3,828 円)
第２種サービス	ミニミニプラン	2,150 円(2,365 円)
	トクトクプラン２	3,680 円(4,048 円)
	トクトクプラン	3,150 円(3,465 円)
	コミコミプランバリュー	3,480 円(3,828 円)
	コミコミプラン＋	2,980 円(3,278 円)
	コミコミプラン	2,980 円(3,278 円)
	くりこしプランＳ　＋５Ｇ	1,480 円(1,628 円)
	くりこしプランＭ　＋５Ｇ	2,480 円(2,728 円)
	くりこしプランＬ　＋５Ｇ	3,480 円(3,828 円)

第２　オプション機能使用料

１　適用

オプション機能使用料の適用については、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">オプション機能使用料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用</td><td>ア　当社は、海外ローミング機能について、別表２又は別表３に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表１（オプション機能）に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。
イ　着信通話利用に係る料金額として、２（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、当社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</td></tr>
<tr><td>（２）　海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への定額制の適用
（ａｕ海外放題）</td><td>ア　当社は、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録があった場合に、利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して、エの規定により海外定額対象回線の契約者が選択した利用日数に係る時間（利用日数に 24 を乗じた時間とします。）が経過するまでの間（以下「海外定額制選択期間」といいます。）、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外インターネット利用（別表３に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。）に係るものに限ります。）について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する定額料を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能定額制」といいます。）を行います。
１契約者回線ごとに選択した利用日数１日につき
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>定額料</th></tr>
<tr><td colspan="2">（ア）　（イ）以外の場合</td><td>1,200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（イ）　利用開始の予約登録を行った場合</td><td>①　②以外の場合</td><td>1,000 円</td></tr>
<tr><td>②　利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合</td><td>800 円</td></tr>
</table>
備考
１　利用開始の予約登録を取り消し、新たに利用開始登録を行った場合は、その利用開始登録時に選択した利用日数に応じて、（ア）に定める定額料を適用します。
２　（イ）の②の特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。以下同じとします。当社はこの対象地域を変更する場合があります。
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを含みます。）、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルト・リーコ、アメリカ領ヴァージン諸島、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国、マレーシ</td></tr>
</table>

ア、カンボジア王国、ラオス人民共和国

イ　予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合（選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。）、アの規定に関わらず、その海外定額対象利用に係る海外定額制選択期間は、利用を開始した日時から起算します。

ウ　海外ローミング機能定額制は、海外定額対象回線（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線であって、当社が別に定めるところにより海外ローミング機能定額制の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。以下同じとします。）に限り、適用を受けることができます。

エ　海外定額対象回線の契約者は、海外ローミング機能定額制の適用（海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。）を受けるに当たり、当社が別に定める方法により、次表に定める利用日数を選択して利用開始登録又は利用開始の予約登録を行っていただきます。

利用開始の予約登録を行う場合は、利用日数のほか、利用を開始する日時及び海外利用地域を指定していただきます。

区分	利用日数
（ア）　（イ）以外の場合	１日から８日までの各日数
（イ）　利用開始の予約登録を行う場合	１日から30日までの各日数

オ　当社は、エに定める利用開始の予約登録を行った契約者回線について、利用開始までに電話番号の変更があった場合には、その予約登録を取り消します。

カ　当社は、海外ローミング機能定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。

ただし、（ア）については、その事由が解消された場合には再度適用を受けることができます。

（ア）　海外ローミング機能定額制の適用拒否の登録があり、その登録が完了したとき。

（イ）　ＳＩＭ等の変更又は再発行があったとき。

キ　エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無に関わらず又は選択した利用日数に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。

ク　特定海外利用地域を指定してエに定める利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、その予約に係る海外定額制選択期間中に、特定海外利用地域以外の地域で海外ローミング機能定額制を利用する場合、エに定める利用開始登録を行っていただきます。この場合、アの（イ）の②に定める定額料のほか、利用日数に応じてアの（ア）に定める定額料の支払いを要します。

ケ　次のいずれかに該当する場合は、アからエの規定に関わらず、各契約約款に定める海外ローミング機能定額制の取扱いに基づき、契約移行又は番号移行の前に指定した利用開始日時、利用日数及び定

<table>
<tr><td></td><td>額料を継続して適用します。
　ただし、次のいずれかに該当した後に新たな利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った場合については、この限りではありません。
（ア）　契約移行を行った場合であって、契約移行の前にＵＱｍＩ約款に定める海外ローミング機能定額制の利用開始又は利用開始の予約登録を行っていたとき（利用開始後にＳＩＭ等の変更を伴う契約移行を行ったときを除きます。）。
（イ）　ａｕ契約又はｐｏｖｏ1.0 契約からの番号移行を行った場合であって、番号移行の前にａｕ約款又はｐｏｖｏ1.0 約款に定める海外ローミング機能定額制の利用開始の予約登録を行っていたとき。
コ　海外ローミング機能定額制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（３）　海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への２段階定額制の適用
（海外ダブル定額）</td><td>ア　当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外定額対象利用（（２）の適用を受けるものを除きます。）に係るものに限ります。以下この欄において「本料金」といいます。）について、２（料金額）の規定に関わらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能２段階定額制」といいます。）を行います。
１契約者回線ごとに日額
<table><tr><td>２（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の１日当たりの合計額</td><td>料金額</td></tr><tr><td>0 円以上 1,980 円以下の場合</td><td>２（料金額）に規定する料金額により算定した額</td></tr><tr><td>1,981 円以上 40,000 円以下の場合</td><td>1,980 円</td></tr><tr><td>40,001 円以上 41,000 円以下の場合</td><td>２（料金額）に規定する料金額により算定した額から 40,000 円を差し引いた額に 1,980 円を加算した額</td></tr><tr><td>41,001 円以上の場合</td><td>2,980 円</td></tr><tr><td colspan="2">備考　この表に規定する１日とは、本邦の時刻の午前 0 時 00 分 00 秒から午後 11 時 59 分 59 秒までの間をいいます。</td></tr></table>イ　海外ローミング機能２段階定額制は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線に限り、適用します。</td></tr>
<tr><td>（４）　契約移行に係るオプション機能使用料の取扱い</td><td>当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約について（イ）の事由の全てを満たす場合、その料金月における（ア）のオプション機能（以下この（４）において「オプション機能Ⅱ」といいます。）のオプション機能使用料については、契約移行日を含む料金月の初日（その料金月において、そのオプション機能Ⅰの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、そのオプション機能Ⅱの提供があったものとみなして取り扱います。
ア　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係るオプション機能</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table><tr><td>留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、割込通話機能、電子メール機能</td></tr></table>
イ　事由
<table><tr><td>（ア）　契約移行があったとき。
（イ）　（ア）の契約移行日において、ＵＱｍＩ約款に定める次表のオプション機能（この（３）において「オプション機能Ｉ」といいます。）の提供を受けていたとき。
<table><tr><td>留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、割込通話機能、電子メール機能</td></tr></table></td></tr></table>
</td></tr>
<tr><td>（５）　電話きほんパック（Ｖ）の適用</td><td>
ア　電話きほんパック（Ｖ）とは、その契約者回線について、（ア）に定めるオプション機能（以下この欄において「特定オプション機能」といいます。）の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に（イ）に定める割引率を乗じて得た額の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を行うことをいいます。
<table><tr><td>（ア）　特定オプション機能</td></tr></table>
<table><tr><th>オプション機能</th></tr><tr><td>留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、割込通話機能</td></tr></table>
<table><tr><td>（イ）　割引率</td></tr></table>
<table><tr><th rowspan="2">割引率</th><th>料金額</th></tr><tr><th>税抜額（税込額）</th></tr><tr><td>２（料金額）に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額（以下この（５）において「特定オプション料合計額」といいます。）から右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値</td><td>400 円（440 円）</td></tr></table>
イ　契約移行月における本割引の適用に当たり、特定オプション機能の全ての提供を受けているかどうかの判定は、その料金月に契約移行前のＵＱｍＩ契約で提供を受けていたオプション機能を含めて行います。
　この場合において、契約移行月に提供を受けていたＵＱｍＩ契約に係るオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めて本割引を行います。
ウ　本割引の計算は、料金月単位で行います。
エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
</td></tr>
<tr><td>（６）　国内通話定額２等の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の</td><td>
ア　国内通話定額２（第３（通話料）１（適用）（７）に定めるものをいいます。以下同じとします。）、通話パック 60 又はＵＱコミコミプランの適用を受けている場合、その料金月の次表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
<table><tr><th>オプション機能</th></tr><tr><td>留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、割込通話機能</td></tr></table>
</td></tr>
</table>

適用	イ　アに定める場合のほか、国内通話定額２、通話パック 60 又はＵＱコミコミプランの適用の申出があり、その申出があった日を含む料金月の翌料金月からその国内通話定額２、通話パック 60 又はＵＱコミコミプランを適用した場合（その申出があった日を含む料金月に、アの表のいずれかのオプション機能の提供の請求があった場合に限ります。）、申出があった日を含む料金月について、アの表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

２　料金額

（１）（２）以外のもの

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額（税込額）
留守番伝言機能	300円（330円）
三者通話機能	200円（220円）
迷惑電話拒否機能	100円（110円）
割込通話機能	200円（220円）
電子メール機能	200円（220円）

（２） 海外ローミング機能に係るもの

ア　イ又はウ以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る１の利用につき利用時間１分までごとに

地域区分	通話区分及び料金額			
	渡航先宛通話利用	日本宛通話利用	渡航先以外宛通話利用	着信通話利用
アジア１	70 円	175 円	265 円	145 円
アジア２	75 円	175 円	265 円	155 円
アジア３	70 円	175 円	265 円	155 円
アジア４	75 円	175 円	265 円	80 円
アジア５	70 円	260 円	280 円	155 円
アジア６	95 円	280 円	280 円	180 円
アジア７	80 円	280 円	280 円	160 円
アジア８	70 円	195 円	280 円	80 円
アジア９	80 円	280 円	280 円	80 円
アジア 10	75 円	380 円	380 円	80 円
アジア 11	80 円	380 円	380 円	140 円
アジア 12	70 円	180 円	280 円	180 円
アジア 13	80 円	180 円	280 円	180 円
アジア 14	80 円	380 円	380 円	180 円
アジア 15	80 円	300 円	300 円	220 円
アジア 16	80 円	180 円	280 円	140 円
アジア 17	80 円	250 円	280 円	140 円
アジア 18	70 円	260 円	280 円	140 円
アジア 19	80 円	280 円	280 円	140 円
アジア 20	80 円	180 円	280 円	110 円
アジア 21	50 円	125 円	265 円	70 円
アジア 22	180 円	480 円	480 円	230 円
オセアニア１	80 円	180 円	280 円	80 円
オセアニア２	120 円	140 円	210 円	165 円
オセアニア３	80 円	140 円	210 円	130 円
オセアニア４	80 円	280 円	280 円	80 円
オセアニア５	480 円	880 円	880 円	560 円
オセアニア６	130 円	580 円	580 円	210 円
オセアニア７	180 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ１	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ２	70 円	230 円	280 円	180 円
アメリカ３	80 円	380 円	380 円	190 円
アメリカ４	130 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ５	155 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ６	80 円	180 円	280 円	190 円
アメリカ７	80 円	280 円	280 円	190 円
アメリカ８	155 円	330 円	330 円	190 円

アメリカ９	80 円	280 円	280 円	140 円
アメリカ 10	130 円	330 円	330 円	140 円
アメリカ 11	70 円	230 円	280 円	140 円
アメリカ 12	80 円	180 円	280 円	140 円
アメリカ 13	130 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 14	200 円	500 円	500 円	270 円
ヨーロッパ１	80 円	180 円	280 円	110 円
ヨーロッパ２	80 円	280 円	280 円	110 円
ヨーロッパ３	100 円	250 円	280 円	110 円
ヨーロッパ４	100 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ５	100 円	380 円	380 円	140 円
ヨーロッパ６	80 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ７	80 円	380 円	380 円	110 円
ヨーロッパ８	80 円	380 円	380 円	180 円
ヨーロッパ９	100 円	450 円	450 円	180 円
アフリカ１	80 円	280 円	280 円	160 円
アフリカ２	80 円	180 円	280 円	160 円
アフリカ３	80 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ４	80 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ５	100 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ６	100 円	380 円	380 円	180 円
アフリカ７	130 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ８	180 円	480 円	480 円	160 円
アフリカ９	80 円	480 円	480 円	160 円
船舶	650 円	650 円	650 円	800 円
備考　各地域区分における海外利用地域については、別表２に定めるところによります。				

イ　海外ＳＭＳ利用に係るもの

１送信ごとに

送信文字数	料金額
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	500 円
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで	700 円

（半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで）	
470 文字から 536 文字まで （半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで）	800 円
537 文字から 603 文字まで （半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで）	900 円
604 文字から 670 文字まで （半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで）	1,000 円

ウ　海外インターネット利用に係るもの

料金額
１課金対象データごとに 1.6 円

第３　通話料

１　適用

通話料の適用については、第 46 条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第 76 条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">通話料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（２）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（３）　国際通話に係る通話料の適用</td><td>国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、２－２に規定する料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>（４）　ローミングの契約者回線に係る通話料の適用</td><td>ローミングの契約者回線から行った通話については、ＵＱｍⅡ約款において特定事業者がその契約者回線に適用する料金額と同額とします。</td></tr>
<tr><td>（５）　ＳＭＳ送信に関する料金の適用</td><td>ＳＭＳ送信に関する料金については、ＳＭＳ送信を通話とみなして、１送信ごとの文字数に応じて２－１－３に規定する料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>（６）　ＵＱコミコミプランの契約者回線に係る通話料の適用</td><td>ア　次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、２（料金額）の規定に関わらず、その契約者回線からの通話（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、国際通話、ＳＭＳ送信、ワイドスターサービス（ワイドスターⅢ及びワイドスターⅡ（それぞれ株式会社ＮＴＴドコモがワイドスターⅢ、ワイドスターⅡの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下この欄及び（７）において「定額対象通話」といいます。）に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th colspan="2">支払いを要しない料金</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ＵＱコミコミプラン</td><td>（ア）　（イ）以外の通話</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記 13 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 10 分以内の部分に係るものに限ります。）</td></tr>
<tr><td>（イ）　当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td></tr>
</table>
イ　アの規定に関わらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。</td></tr>
</table>

	（ア）　その契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話 （イ）　その契約者回線からの定額対象通話であって、別記 13 の規定により測定した、その通話に係る１料金月の累計通話時間が 744 時間を超えた部分 ウ　イの(イ)の適用において、１の通話について、その通話時間に１秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 エ　当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。 （ア）　第 32 条（利用停止）第１項第 14 号及び第 15 号に該当するとき。 （イ）　第 68 条（利用に係る契約者の義務）第１項第２号及び第３号に該当するとき。 （ウ）　その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。 （エ）　特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はそのおそれがあるとき。 （オ）　その契約者からカに定める協力を得られないとき。 （カ）　その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。)を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。)をダイヤルして行われたものであるとき。 （キ）　その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。 （ク）　その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。 オ　当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、エの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその料金種別の変更を請求することができないものとします。 カ　当社は、イの規定を適用するため又はエの各号に定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。 キ　契約者は、当社がカに定める調査等を行うに当たり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。

（７）　国内通話定額の適用

ア　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者からの申出により、その契約者回線からの定額対象通話に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しないこととする取扱い（以下「国内通話定額」といいます。）を行います。

種類	支払いを要しない料金	
通話放題ライト、かけ放題（10分/回）	（ア）（イ）以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記13の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から10分以内の部分に係るものに限ります。）
	（イ）当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
通話放題、かけ放題（24時間いつでも）	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金	

イ　国内通話定額には次表に定める種類があり、国内通話定額を選択するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、そのいずれかを選択して、当社に申し出ていただきます。

種類	
国内通話定額１	かけ放題（10分/回）
	かけ放題（24時間いつでも）
国内通話定額２	通話放題ライト
	通話放題

ウ　国内通話定額は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（国内通話定額の種類に応じて、それぞれ次表の右欄に定める基本使用料の料金種別（以下この欄において「対象プラン」といいます。）の適用を受けているもの限ります。）であって、通話パックの適用を受けていないものに限り、選択することができます。

選択することができる種類	基本使用料の料金種別
かけ放題（10分/回） かけ放題（24時間いつでも）	くりこしプラン＋５Ｇ
通話放題ライト	ミニミニプラン トクトクプラン２ トクトクプラン くりこしプラン＋５Ｇ
通話放題	ミニミニプラン トクトクプラン２ トクトクプラン ＵＱコミコミプラン くりこしプラン＋５Ｇ

エ　国内通話定額の適用の開始は、イの申出を当社が承諾した日を

含む料金月の翌料金月からとします。
　ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	国内通話定額の適用の開始
１　国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの提供を開始した日
２　国内通話定額の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日
３　国内通話定額の申出が、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの提供を開始した日

オ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ウの表に基づき、国内通話定額の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の国内通話定額の取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の国内通話定額の適用
（ア）（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。
（イ）　端末設備の変更に係る請求又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。

カ　当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から国内通話定額の適用を廃止する申出又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があった場合には、国内通話定額の適用を廃止します。

キ　カの規定により、国内通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	国内通話定額の適用
１　２又は３以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。	契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
３　国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更	その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>に係る請求又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
ク　アの規定に関わらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。
（ア）　その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話
（イ）　その契約者回線からの定額対象通話であって、別記 13 の規定により測定した、その通話に係る１料金月の累計通話時間が 744 時間を超えた部分
ケ　クの（イ）の適用において、１の通話について、その通話時間に１秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
コ　当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、（６）のエの各号いずれかに該当すると当社が判断した場合、国内通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。
サ　当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、（６）のエの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、国内通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は国内通話定額の適用を申し出ること及び（６）のアに定める基本使用料の料金種別への変更の請求ができないものとします。
シ　当社は、クの規定を適用するため又は（６）のエの各号に定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。
ス　契約者は、当社がシに定める調査等を行うに当たりその契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。
セ　スまでの規定に関わらず、次表に定める種類の国内通話定額の適用又は同種類への変更を新たに申し込むことはできません。
<table>
<tr><th>種類</th></tr>
<tr><td>かけ放題（10 分/回）</td></tr>
<tr><td>かけ放題（24 時間いつでも）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（８）　通話パックの適用</td><td>ア　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者からの申出により、その契約者回線からの通話（国際通話、ＳＭＳ送信、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金の月間累計額について、（ア）に定める割引額（クの規定により割引額を日割りした場合は、その額とし、月間累計額が割引額に満たない場合は、月間累計額とします。）を割り引く取扱い（以下「通話パック」といいます。）を行い</td></tr>
</table>

ます。
　この場合において、通話パックには(イ)に定める種類があります。
（ア）　割引額

１契約者回線ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
割引額	2,400円(2,640円)

（イ）　通話パックの種類

種類
通話パック60、通話パック（60分/月）

イ　通話パックは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線であって、国内通話定額又はＵＱコミコミプランの適用を受けていないものに限り、選択することができます。
ウ　通話パックを選択するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社に申し出ていただきます。
エ　通話パックの適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
　ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	通話パックの適用の開始
１　通話パックの申出が、その契約者回線に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの提供を開始した日
２　通話パックの申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日
３　本割引の申出が、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの提供を開始した日

オ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、通話パックの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の通話パックの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の通話パックの適用
（ア）　(イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からの通話について、変更後の通話パックを適用します。
（イ）　端末設備の変更に係る請求又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からの通話について、変更後の通話パックを適用します。

<table>
<tr><td></td><td>カ　当社は、通話パックの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、通話パックの適用を廃止します。
（ア）　契約者から通話パックの適用を廃止する申出があったとき。
（イ）　そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があったとき。
キ　カの規定により、通話パックの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>通話パックの適用</th></tr>
<tr><td>１　２又は３以外により通話パックの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、通話パックの適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。</td><td>契約解除日までの通話に関する料金について、通話パックの対象とします。</td></tr>
<tr><td>３　本割引の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
ク　当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月における通話パックの適用を受ける料金種別の基本使用料の支払いを要する日数に応じて、アに規定する割引額の日割を行います。
ケ　クの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
コ　ケまでの規定にかかわらず、次表に定める種類の通話パックの適用又は同種類への変更を新たに申し込むことはできません。
<table>
<tr><th>種類</th></tr>
<tr><td>通話パック（60 分/月）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（９）　通話料の取扱い</td><td>次の通話については、その料金の支払いを要しません。
ア　電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話
イ　当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</td></tr>
</table>

２　料金額

２－１　通常通話に係るもの

２－１－１　２－１－２及び２－１－３以外のもの

（１）（２）以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円(税込額 22 円)

（２）　ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 161 円(税込額 177.1 円)

２－１－２　電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	１の電話番号の案内ごとに税抜額 200 円(税込額 220 円)
通話料	２－１－１に規定する料金額と同額

２－１－３　ＳＭＳ機能に係るもの

（１）（２）以外のもの

１送信ごとに

区分	送信文字数	料金額 税抜額(税込額)
通話料	70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	３円(3.3 円)
	71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	６円(6.6 円)
	135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	９円(9.9 円)
	202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	12 円(13.2 円)
	269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	15 円(16.5 円)
	336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	18 円(19.8 円)
	403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	21 円(23.1 円)
	470 文字から 536 文字まで	24 円(26.4 円)

	(半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	
	537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	27 円(29.7 円)
	604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	30 円(33 円)

（２） 国際ＳＭＳ送信に係るもの

１送信ごとに

区分	送信文字数	料金額
通話料	70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
	71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
	135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
	202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
	269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	500 円
	336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
	403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
	470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
	537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
	604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

２－２　国際通話に係るもの

（１）（２）及び（３）以外のもの

区分	地域	通話先区分	料金額 30秒までごとに次の料金額
通話料	アジア	マレーシア	79円
		ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ	82円
		シンガポール共和国	89円
		フィリピン共和国	94円
		インドネシア共和国、香港、台湾、大韓民国、タイ王国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、ベトナム社会主義共和国	99円
		ミャンマー連邦共和国	138円
		アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国	149円
		アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、カンボジア王国、バーレーン国、東ティモール、レバノン共和国	199円
	オセアニア	グアム、ハワイ	36円
		ニュージーランド	50円
		サイパン	69円
		オーストラリア、マーシャル諸島共和国	99円
		クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ツバル、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、フランス領ポリネシア、米領サモア、ミクロネシア連邦	149円
		キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、パラオ共和国、フィジー共和国	199円
		パプアニューギニア共和国	249円
	アフリカ	コモロ連合、セーシェル共和国、ディエゴ・ガルシア、マイヨット島、レユニオン	85円
		アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチ	184円

		オピア連邦民主共和国、ガーナ共和国、カメルーン共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、タンザニア連合共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	
		アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、赤道ギニア共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、マダガスカル共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国	199円
	アメリカ	アラスカ	36円
		アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	39円
		カナダ	49円
		ブラジル連邦共和国	134円
		アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グァデルーベ、グレナダ、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ	149円

		合衆国、モンセラット	
		アンギラ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国	199 円
	ヨーロッパ	デンマーク王国	65 円
		ギリシャ共和国、ノルウェー王国、ベルギー王国	75 円
		アイルランド、アゾールス諸島、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島	81 円
		フィンランド共和国	82 円
		オランダ王国、カナリア諸島、スイス連邦、スペイン、スペイン領北アフリカ、ロシア連邦	109 円
		イタリア共和国、ウクライナ、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、チェコ共和国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、ハンガリー共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ルーマニア	119 円
		アゼルバイジャン共和国、ルクセンブルグ大公国	124 円
		トルコ共和国	134 円
		アイスランド共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、ウズベキスタン共和国、オーストリア共和国、カザフスタン共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ブルガリア共和国、ベルラーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国	149 円
		アルバニア共和国、エストニア共和国、キルギス共和国、ジョージア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国	199 円

（２） 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	通話先区分	料金額
		１分までごとに次の料金額
通話料	特定衛星携帯電話１（スラーヤ）	275 円
	特定衛星携帯電話２（イリジウム）	380 円

	インマルサットサービス（その通話の相手先が 64kbps の Audio/Speech モード以外の場合）	260 円
	インマルサットサービス（その通話の相手先が 64kbps の Audio/Speech モードの場合）	840 円

（３） 国際ネットワークに係るもの

区分	通話先区分	料金額 30 秒までごとに次の料金額
通話料	国際ネットワーク１ （Orange S.A.が提供する国際ネットワーク）	119 円
	国際ネットワーク２ （Transatel が提供する国際ネットワーク）	119 円

第４　データ通信料

１　適用

データ通信料の適用については、第 46 条（通話料及びデータ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">データ通信料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　課金対象データの適用</td><td>データ通信料の適用は、１料金月の課金対象データの総情報量について 1,024 バイトまでごとに１の課金対象データとします。</td></tr>
<tr><td>（２）　ターボ切替機能の提供</td><td>ア　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）との間のデータ通信について、次表に定める設定を任意に切り替えて行うことができる機能（以下「ターボ切替機能」といいます。）を提供します。
<table>
<tr><th>設定</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>ターボＯＮ設定</td><td>ターボＯＦＦ設定以外のもの</td></tr>
<tr><td>ターボＯＦＦ設定</td><td>そのデータ通信の伝送速度を総量速度規制（（３）に定めるものをいいます。）と同じ最高速度に制限するもの</td></tr>
</table>
イ　アの規定に関わらず、ターボ切替機能は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線に限り、利用することができます。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>ミニミニプラン、くりこしプラン　＋５Ｇ</td></tr>
</table>
ウ　ターボ切替機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところよります。</td></tr>
<tr><td>（３）　総量速度規制の適用</td><td>ア　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るもの及び通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかったものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたもの及びターボＯＦＦ設定により行われたものを除きます。以下この欄及び（５）において同じとします。）に係る累計課金対象データ量（以下この欄及び（５）において「月間データ利用量」といいます。）が、次表に定める月間データ量及び前月からの繰越データ量（前料金月において、エの規定により算出されたデータ量をいいます。以下同じとします。）を合算した量（以下「総量速度規制データ量」といいます。）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を次表に定める規制速度に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>月間データ量</th><th>規制速度</th></tr>
<tr><td>ミニミニプラン</td><td>４ギガバイト</td><td>最高 300kbps</td></tr>
<tr><td>トクトクプラン２</td><td>30 ギガバイト</td><td>最高１Mbps</td></tr>
<tr><td>トクトクプラン</td><td>15 ギガバイト</td><td>最高１Mbps</td></tr>
<tr><td>コミコミプランバリュー</td><td>35 ギガバイト</td><td>最高１Mbps</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>コミコミプラン＋</td><td>30 ギガバイト</td><td>最高 1 Mbps</td></tr>
<tr><td>コミコミプラン</td><td>20 ギガバイト</td><td>最高 1 Mbps</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＳ　＋５Ｇ</td><td>３ギガバイト</td><td>最高 300kbps</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＭ　＋５Ｇ</td><td>15 ギガバイト</td><td>最高 1 Mbps</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＬ　＋５Ｇ</td><td>25 ギガバイト</td><td>最高 1 Mbps</td></tr>
</table>
イ　増量オプションⅡの適用を受けている場合の総量速度規制に係る月間データ量は、（４）に定める増量データ量を加算した後のデータ量とします。
ウ　料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更又は増量オプションⅡの適用の開始若しくは廃止その他ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの料金に係る取扱いの変更等があった場合、その事由に該当した日を含む料金月の総量速度規制に係る月間データ量は、変更前又は変更後の料金種別等に係る月間データ量のいずれか大きい方を適用します。
エ　繰越データ量は、料金月の末日が経過した時点において、その料金月の総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いた量（計算結果が、その料金月の月間データ量以上となる場合は月間データ量とし、０未満となる場合は０とします。）をいいます。
オ　当社は、ローミング契約者がＵＱｍⅡ約款に定める総量速度規制の適用を受けている場合は、ＵＱｍⅡ約款の定めに準じてそのローミングに係る通信の伝送速度を制限します。
カ　総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
</td></tr>
<tr><td>（３）の２　特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係る速度規制の適用</td><td>
ア　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（基本使用料の料金種別がトクトクプラン２、コミコミプランバリュー又はコミコミプラン＋のものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間のデータ通信（料金表通則第３の２項の規定によりその料金をトクトクプラン２、コミコミプランバリュー又はコミコミプラン＋として計算する期間に行われたものであって、特定事業者が提供するローミングに係るもの、通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかったもの及びターボＯＦＦ設定により行われたものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。）に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「月間利用データ量Ⅱ」といいます。）が、次表に定めるデータ量を超えたことを当社が確認した場合、（３）の規定に関わらず、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を 128kbps に制限する取扱い（以下この欄において「総量速度規制Ⅱ」といいます。）を行います。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>月間データ量</th></tr>
<tr><td>トクトクプラン２</td><td>40 ギガバイト</td></tr>
<tr><td>コミコミプランバリュー
コミコミプラン＋</td><td>50 ギガバイト</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>イ　当社は、前項に定める場合であって、以下に該当する場合は総量速度規制Ⅱを行わないものとします。
（ア）　月間利用データ量Ⅱが総量速度規制データ量を超過していないとき。
（イ）（５）に定める購入残データ量があるとき。
ウ　料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更があった場合、その変更日を含む料金月の総量速度規制Ⅱに係る月間データ量は、変更後の料金種別に係る月間データ量を適用します。
エ　当社は、トクトクプラン２、コミコミプランバリュー又はコミコミプラン＋以外の基本使用料の料金種別への変更があった場合、変更後の料金種別の適用を受けていても総量速度規制Ⅱを行う場合があります。この場合、料金種別の変更日の翌日以降、総量速度規制Ⅱを解除します。
オ　当社は、当面の間、総量速度規制Ⅱを適用しない場合があります。</td></tr>
<tr><td>（４）　増量オプションⅡの適用</td><td>ア　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者からの申出により、その契約者回線に係る月間データ量について、次表に定める増量データ量を加算する取扱い（以下「増量オプションⅡ」といいます。）を行います。
１契約者回線ごとに
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>増量データ量</th></tr>
<tr><td>ミニミニプラン
くりこしプランＳ　＋５Ｇ</td><td>２ギガバイト</td></tr>
<tr><td>トクトクプラン２
トクトクプラン
ＵＱコミコミプラン
くりこしプランＭ　＋５Ｇ
くりこしプランＬ　＋５Ｇ</td><td>５ギガバイト</td></tr>
</table>
イ　増量オプションⅡを選択するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社に申し出ていただきます。
ウ　増量オプションⅡの適用の開始は、イの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>増量オプションⅡの適用の開始</th></tr>
<tr><td>１　増量オプションⅡの適用の申出が、その契約者回線に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの適用を開始した日</td></tr>
<tr><td>２　増量オプションⅡの適用の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出を当社が承諾した日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

３　増量オプションⅡの適用の申出が、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの提供を開始した日

エ　当社は、増量オプションⅡの適用を受けている契約者回線について、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者からその適用を廃止する申出又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があった場合には、増量オプションⅡの適用を廃止します。

オ　エの規定により増量オプションⅡの適用を廃止する場合、次表の右欄に定める日まで増量オプションⅡを適用します。

区分	増量オプションⅡの適用
１　２又は３以外により増量オプションⅡの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日
２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。	契約解除日
３　増量オプションⅡの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日

カ　増量オプションⅡに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

（５）　購入データ量の取扱い

ア　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める購入データ量を登録することができます。

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅡ	１ギガバイト	62 日
タイプⅢ	３ギガバイト	
タイプⅣ	５ギガバイト	

イ　購入データ量の登録を行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その種類に応じて、購入データ量の単位ごとに、次表に定める料金額の支払いを要します。

種類	単位	料金額 税抜額(税込額)
タイプⅠ	購入データ量 0.5 ギガバイトごとに	550 円(605 円)
タイプⅡ	購入データ量１ギガバイトごとに	1,000 円(1,100 円)
タイプⅢ	購入データ量３ギガバイトごとに	3,000 円(3,300 円)
タイプⅣ	購入データ量５ギガバイトごとに	5,000 円(5,500 円)

<table>
<tr><td></td><td>ウ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、アの規定によるほか、当社所定のカード（以下「データチャージカード」といいます。）に基づき購入データ量を登録することができます。この場合において、データチャージカードの販売額、有効期間、登録することができる購入データ量の種類及びその有効日数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
エ　当社は、累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えた場合であって、登録された購入データ量の残量（以下「購入残データ量」といいます。）があるときは、その超過したデータ量（総量速度規制の適用を受けた通信に係るものを除きます。）が購入残データ量を超えるまでの間、その契約者回線との間のデータ通信について、総量速度規制を行わないものとします。
オ　当社は、その契約者回線について、（６）に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量として取り扱います。この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。
カ　購入データ量の有効期間は、次表に定める起算開始時点から起算終了時点までの期間とします。
<table><tr><td>起算開始時点</td><td>購入データ量の登録が完了した時点</td></tr><tr><td>起算終了時点</td><td>購入データ量の登録が完了した時点からアの表の有効日数に 24 を乗じた時間が経過する時点</td></tr></table>キ　購入データ量の有効期間内に、新たな購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われた場合、登録済みの購入データ量の有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量の有効期間のいずれか長い方を、その時点の購入残データ量の有効期間として取り扱います。
ク　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があった場合、登録済みの購入残データ量を無効とします。
ケ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、購入データ量の登録を行った後のデータ通信の有無に関わらず、イに規定する料金額の支払いを要します。
コ　アに規定するほか、購入データ量には次の種類があります。
ただし、この種類を新たに登録することはできません。
<table><tr><td>種類</td><td>購入データ量</td><td>有効日数</td></tr><tr><td>タイプⅠ</td><td>0.5 ギガバイト</td><td>62 日</td></tr></table>サ　購入データ量に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（６）　データプレゼントの取扱い</td><td>ア　当社は、別に定めるところにより、データ証票（当社が別に定める方法により登録を行った場合に、購入データ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。）を発行します。
イ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、当社からデータ証票を譲り受けることができます。</td></tr>
</table>

	ウ　購入データの残量が 15 ギガバイト以上である場合、新たに登録したデータ証票（当社又は特定事業者が有料で販売したものを除きます。）に係るデータ量は、購入データ量の残量に加算しません。 エ　当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
（７）　海外定額対象回線に係る海外定額対象利用の制限	当社は、海外定額対象回線との間のデータ通信（海外定額対象利用に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、第 40 条（通信利用の制限等）の規定によるほか、当社の電気通信設備において取り扱う海外定額対象利用に係るデータ通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その海外定額対象回線との間のデータ通信の伝送速度を制限することがあります。
（８）　データ通信料の減免	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信（インターネット接続機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。）については、その料金の支払いを要しません。

第４の２　契約解除料

１　適用

契約解除料の適用については、第 46 条の２（契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
（１）　契約解除料の適用	ア　契約解除料は、次の全てに該当する場合に適用します。 （ア）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みがあった日を含む料金月から起算して12料金月が経過するまでの間に、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったとき。 （イ）　締結していたＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約が、通常の利用を目的としたものではないと当社が認めたとき。 イ　契約者は、契約解除料の適用の当否を判断するために、当社がその契約者回線に係る通信時間、課金対象データの情報量、通信先や利用しているアプリケーション等を確認することがあることを承諾していただきます。 （注）　アの（イ）に定める通常の利用を目的としたものではないとは、次のことを当社が確認したものをいいます。 ○　その契約者回線に係る通信の利用の実態がないもの。 ○　そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があった日を含む料金月から起算して前12料金月の間に、同一の契約者名義（利用者登録を行っている場合は、登録利用者の名義を含みます。）で締結していた当社の携帯電話サービスに係る他の契約について、それぞれの契約約款の料金表第１表の契約解除料の適用の（１）のアの（ア）の規定に該当する契約の解除があったもの。
（２）　契約解除料の適用除外	当社は、当社所定の事由に該当する場合には、契約解除料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

１契約ごとに

区分	料金額 税抜額（税込額）
契約解除料	900 円（990 円）

第５　手続きに関する料金

１　適用

手続きに関する料金の適用については、第 47 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">手続きに関する料金の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>契約事務手数料</td><td>ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込み（契約移行によるものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>番号登録手数料</td><td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>契約移行等手数料</td><td>ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込み（契約移行によるものに限ります。）又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合に支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権譲渡手数料</td><td>ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ＳＩＭカード発行手数料</td><td>ＳＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ＳＩＭカード再発行手数料</td><td>ＳＩＭカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなＳＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ｅＳＩＭ発行手数料</td><td>ｅＳＩＭの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ｅＳＩＭ再発行手数料</td><td>ｅＳＩＭの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなｅＳＩＭの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（２）　契約事務手数料の適用</td><td>契約者は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みが番号移行によるものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（３）　番号登録手数料の適用</td><td>ア　１の契約に係る請求により同時に２以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを１の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。
イ　契約者は、電話番号の登録等を要する請求が次のいずれかに該当する場合は、番号登録手数料の支払いを要しません。
（ア）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みと同時に行われたものであるとき。
（イ）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更の請求と同時に行われたものであるとき。</td></tr>
</table>

	ウ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みが番号移行によるものであって、当社所定のサービス取扱所において、その契約者回線に接続する端末設備の購入と同時に行われたものである場合は、イの規定を適用しません。
（４）　契約移行等手数料の適用	契約者は、第１種サービスに係る契約移行の申込みが、その契約者回線に接続する端末設備の購入を伴わないものであるときは、契約移行等手数料の支払いを要しません。
（５）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権譲渡手数料の適用	ア　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権譲渡手数料は、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。 イ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡については、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権譲渡手数料の支払いを要しません。
（６）　ＳＩＭカード発行手数料及びｅＳＩＭ発行手数料の適用	契約者は、ＳＩＭカード又はｅＳＩＭの発行の請求が、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込み、端末設備の変更に関する請求又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類の変更の請求と同時に行われたものであるときは、ＳＩＭカード発行手数料又はｅＳＩＭ発行手数料の支払いを要しません。
（７）　手続きに関する料金の減免	当社は、この１（適用）及び２（料金額）の規定に関わらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

料金種別	単位	料金額 税抜額(税込額)
契約事務手数料	１契約ごとに	3,500円(3,850円)
番号登録手数料	１契約ごとに	3,500円(3,850円)
契約移行等手数料	１契約ごとに	3,500円(3,850円)
ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権譲渡手数料	１契約ごとに	3,500円(3,850円)
ＳＩＭカード発行手数料	１請求ごとに	3,500円(3,850円)
ＳＩＭカード再発行手数料	１請求ごとに	3,500円(3,850円)
ｅＳＩＭ発行手数料 （１）　（２）以外の場合 （２）　当社所定のアプリケーション又はＷＥＢサイトにて手続きを行った場合	 １請求ごとに １請求ごとに	 3,500円(3,850円) 400円(440円)
ｅＳＩＭ再発行手数料 （１）　（２）以外の場合 （２）　当社所定のアプリケーション又はＷＥＢサイトにて手続きを行った場合	 １請求ごとに １請求ごとに	 3,500円(3,850円) 400円(440円)

（注）　上記の額に配送実費相当額を加算します。

第６　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 48 条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	ア　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、料金月の末日において締結されているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約について、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。 　ただし、その料金月の末日にそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったときは、この限りでありません。 イ　ユニバーサルサービス料については、日割は行いません。

２　料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社所定のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

（注）　ユニバーサルサービス制度について定めた当社所定のホームページは、次のとおりです。

https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/

第７　電話リレーサービス料

１　適用

電話リレーサービス料の適用については、第 49 条（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	ア　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、料金月の末日において締結されているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約について、２（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があったときは、この限りでありません。 イ　電話リレーサービス料については、日割は行いません。

２　料金額

区分	料金額（月額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社所定のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

（注）　電話リレーサービス制度について定めた当社所定のホームページは、次のとおりです。

https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/

第２表　工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第３表　付随サービスに関する料金等

第１　通信明細書発行手数料

１　適用

通信明細書発行手数料の適用については、別記２（１）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">通信明細書発行手数料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　通信明細書発行手数料の適用</td><td>ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社が別に定める方法により専用のＷＥＢサイト上で閲覧する通信明細書の発行の請求を行ったときは、通信明細書発行手数料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（２）　ａｕ一括請求グループに係る通信明細書発行手数料の適用</td><td>ア　当社は、ａｕ一括請求グループを構成する電気通信回線（その電気通信サービスの契約約款に定める通信明細書の発行の取扱いを受けているものに限ります。）の数が 50 以上であるものについて、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から請求があったときは、２（料金額）の規定に関わらず、次表に規定する料金額を適用します。
１のａｕ一括請求グループについて発行１回ごとに
<table><tr><th>料金額</th></tr><tr><td>税抜額 10,000 円（税込額 11,000 円）</td></tr></table>イ　当社は、アの適用に当たり、その料金額の請求先となる１の電気通信回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。
ウ　一括請求代表回線のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、アに定める料金額の支払いを要します。
エ　アの適用を受けているａｕ一括請求グループにおいて、その料金月に通信明細書の発行の取扱いを受けている電気通信回線の数が 50 未満となった場合、アを適用しません。</td></tr>
</table>

２　料金額

区分	単位	料金額
通信明細書発行手数料	１契約について発行１回ごとに	税抜額 200 円 （税込額 220 円）

第２　支払証明書等発行手数料

１　料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行１回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）

（注）　支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第３　利用料金証明書発行手数料

１　料金額

区分	単位	料金額

利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行１回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）

（注）　利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第４　削除

第５　払込取扱票発行手数料

１　適用

払込取扱票発行手数料の適用については、別記２（２）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票発行手数料の適用	
払込取扱票発行手数料の適用	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次のいずれかに該当する場合には、２（料金額）の規定に関わらず、払込取扱票発行手数料の支払いを要しません。 （１）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 （２）　その他当社が別に定める条件に該当するとき。

２　料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行手数料	払込取扱票の発行１回ごとに	税抜額 230 円 （税込額 253 円）

第６　窓口取扱手数料

１　料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱手数料	払込取扱票及び書面請求書の発行１回ごとに	税抜額 430 円 （税込額 473 円）

第７　空き電話番号検索手数料

１　適用

空き電話番号の検索手数料の適用については、別記２（９）の規定によるほか、次のとおりとします。

空き電話番号の検索手数料の適用	
空き電話番号の検索手数料の適用	第１表第５（手続きに関する料金）に規定する番号登録手数料（契約者からの請求により行う電話番号の変更に係るものに限ります。）と同時に支払いを要する場合、２（料金額）の規定に関わらず、空き電話番号の検索手数料は０円とします。

２　料金額

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	１検索ごとに	税抜額 300 円

		（税込額 330 円）

第４表　証明手数料

１契約ごとに　　税抜額 300 円(税込額 330 円)

別表１　オプション機能

<table>
<tr><th>種類</th><th colspan="2">提供条件</th></tr>
<tr><td rowspan="2">留守番伝言機能</td><td colspan="2">以下の機能をいいます。
ア　その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積又は再生及びその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能
イ　この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者回線に送信する機能（以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
（２）　蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。
（３）　この機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。
（４）　蓄積又は登録したメッセージ若しくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。
（５）　蓄積又は登録できるメッセージ若しくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ボイスメール機能</td><td colspan="2">契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積及び再生を行う機能をいいます。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）であって、留守番伝言機能の提供を受けているものに限り提供します。
（２）　蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。
（３）　蓄積できるメッセージの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">三者通話機能</td><td colspan="2">通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
（２）　割込通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>（３）　この機能を利用して行う新たな通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。
（４）　この機能に関するその他提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">迷惑電話拒否機能</td><td colspan="2">その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限ります。）について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
（２）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が登録できる電話番号の数は、当社が別に定める値とします。
（３）　（２）に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登録中の電話番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。
（４）　当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
（５）　この機能により応答する通話に関する料金については、第 46 条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第 56 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が支払っていただきます。
（６）　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。
（７）　当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
（８）　この機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">割込通話機能</td><td colspan="2">通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
（２）　三者通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。
（３）　この機能を利用し、着信に応答して行う通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が保留中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。</td></tr>
</table>

		（４）　この機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
ＳＭＳ機能	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの電話番号を使用して、文字メッセージの受信又は送信（当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。）を行うことができる機能をいいます。	
	備考	（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）　ＳＭＳの受信又は送信（当社が別に定める電気通信設備との間の受信又は送信に限ります。）については、データ通信により行います。 　ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。 （３）　その日においてＳＭＳ送信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この（３）から（６）までにおいて同じとします。）の回数が、200 回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線からＳＭＳ送信を行うことはできません。 （４）　そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約が、契約移行、番号移行又はＭＮＰ（特定事業者の携帯電話サービス及び当社の無線基地局設備を用いる仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則に定めるものをいいます。）に係るものに限ります。）により締結されたものである場合、その契約移行日、番号移行日又はＭＮＰ日において契約移行前、番号移行前又はＭＮＰ前の電気通信回線から行った文字メッセージの送信（（３）に定めるＳＭＳ送信に相当するものをいいます。）の回数を、（３）に定めるＳＭＳ送信の回数に含めるものとします。 （５）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの電話番号の変更が変更があった場合、その日における変更前の電話番号に係る契約者回線からのＳＭＳ送信の回数は、変更後の電話番号に係る契約者回線からのＳＭＳ送信の回数に含みません。 （６）　（３）に定める回数（（４）の適用を受けるものを含みます。）を超えてＳＭＳ送信が行われた場合であっても、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その料金の支払いを要します。 （７）　他社相互接続点（当社が別に定める協定事業者との相互接続に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間で受信又は送信されるＳＭＳ又は国際ＳＭＳ（外国の事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。）については、その相手先の事業者が定めるところに従ってその形式を変換する場合があります。 （８）　この機能を利用して受信又は送信されるＳＭＳについては、そのＳＭＳ長又はその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信又は送信されることが

		あります。 （９）　（８）に定める場合において、そのＳＭＳの受信又は送信は、１の受信又は送信として取り扱います。 　ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用したＳＭＳの受信又は送信は、分割後のＳＭＳ数の受信又は送信として取り扱います。 (10)　他社相互接続点へのＳＭＳ送信については、その協定事業者の定めるところにより行えない場合があります。 (11)　国際ＳＭＳ送信（国際ＳＭＳの送信をいいます。以下同じとします。）の取扱いに関しては、外国の法令、外国の事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 (12)　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、当社が別に定める方法により、次のＳＭＳの受信を行わないようにすることができます。 ア　他社相互接続点からのＳＭＳ イ　国際ＳＭＳ (13)　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その契約者回線の電話番号を通知しない場合、この機能を利用してＳＭＳを送信することはできません。 (14)　蓄積したＳＭＳは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 (15)　当社は、この機能を利用する契約者（利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。以下、(18)までにおいて同じとします。）から、ＳＭＳの受信時に当社が必要とする範囲でそのＳＭＳの送信元及び内容を確認し、フィッシング等の詐欺犯罪、マルウェア、ドラッグ、出会い系又はアダルトその他契約者に危険を及ぼす恐れがあると当社が判定したＳＭＳの受信を行わないようにする取扱い（以下「迷惑ＳＭＳブロック」といいます。）を利用する意思表示があったものとみなして取り扱います。 (16)　契約者は、当社が別に定める方法により、その契約者回線について、迷惑ＳＭＳブロックの利用を取りやめる意思表示又は利用を取りやめた迷惑ＳＭＳブロックについて再度の利用を行う意思表示をすることができます。 (17)　当社は、迷惑ＳＭＳブロックの利用中にＳＭＳを受信し又は受信しなかったことにより生じた結果及びこれに係る被害又は損害について、責任を負わないものとします。 (18)　当社は、契約者に対して、迷惑ＳＭＳブロックの安全性、正確性、確実性、有用性のほか、契約者の利用目的や要求に対する適合性等について何ら保証するものではありません。 (19)　前２号の規定は、当社の故意又は重大な過失によって生じた当社の責任に対しては適用されないものとします。 (20)　この機能（迷惑ＳＭＳブロックに係るものを含みます。）において、その他提供条件については当社が別に定めるとこ

		ろによります。
ブロードキャスト文字メッセージ受信機能	端末設備の操作等により、当社がブロードキャスト文字メッセージ送信設備（この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備であって、同時に複数の契約者回線に対し文字メッセージを送信するためのものをいいます。）を用いて送信する文字メッセージを受信することができる機能をいいます。	
	備考	（１）　当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。 （２）　契約者は、当社がこの機能に係る情報を送信する時間帯において、その移動無線装置が在圏する場所における電波の伝播条件、その端末設備の状態等により、その情報の受信が完了しないことがあることに同意していただきます。 （３）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
海外ローミング機能	ア　外国事業者（当社が別に定める者に限ります。）の電気通信設備から送信された契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備においてＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。 イ　この機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。 （ア）（イ）以外のもの	

利用形態	内容
渡航先宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、発信側の移動無線装置が在圏する海外利用地域と同一の地域宛のもの
日本宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、日本宛のもの
渡航先以外宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、渡航先宛通話利用及び日本宛通話利用以外のもの
着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの
海外ＳＭＳ利用	外国事業者の電気通信サービスによりＳＭＳ機能を利用したもの

①　上記の規定に関わらず、当社が別に定める海外利用地域間の通話（ａｕ世界サービスについて定めた当社所定のホームページに規定するものに限ります。）については渡航先宛通話利用として取り扱います。

②　外国事業者のＶｏＬＴＥ以外のネットワークを利用した場合、当社は外国事業者から取得した通話明細における通話先電話番号を元に利用形態を判定します。

（イ）　データ通信に係るもの

利用形態	内容

海外インターネット利用	外国事業者の電気通信サービスによりインターネット接続機能を利用したもの	
備考　当社は、海外インターネット利用に係るオプション機能使用料の適用は、１料金月の課金対象データの総情報量について、 1,024バイトまでごとに１の課金対象データとし、料金表第１表第２（オプション機能使用料）２（料金額）に規定する料金額を適用します。		

備考	（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）　（１）の規定によるほか、この機能（海外インターネット利用に係るものを除きます。）は、その契約者回線が、当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話（以下この欄において「着信自動通話」といいます。）を利用できるときに限り提供します。 （３）　（１）及び（２）の規定によるほか、この機能（海外インターネット利用に係るものに限ります。）は、当社が別に定める場合を除き、その契約者回線について、在圏する海外利用地域に応じた所定の登録が完了した場合に限り、提供します。 （４）　当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。 （５）　着信自動通話に関する料金については、この機能を利用している契約者回線のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が支払っていただきます。 （６）　当社は、移動無線装置へのＳＭＳ送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、（４）の規定に準じて取り扱います。この場合、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、（４）に準じて転送されたＳＭＳ送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。 （７）　当社は、この機能に係るオプション機能使用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間、海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数、海外インターネット利用に係る情報量又は海外ローミング機能定額制の適用に当たり選択した利用時間区分及びその回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数、情報量又は登録の回数は、次のとおり取り扱います。 ア　渡航先宛通話利用、日本宛通話利用又は渡航先以外宛通話利用に係る利用時間は、外国事業者の機器により測定します。 イ　着信通話利用に係る利用時間は、当社の機器により測定

		します。 ウ　海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数は、当社の機器により測定します。 エ　海外インターネット利用に係る情報量は、当社の機器により測定します。 オ　海外ローミング機能定額制の適用に当たり選択した利用時間区分及びその回数は、当社の機器により測定します。 （８）　それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、この機能を利用して提供を受けられる利用形態（その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます。）その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その契約者回線に接続された移動無線装置、その契約者回線について提供を受けているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類又はその外国事業者が定めるところによります。 （９）　この機能を利用して行う通信に係る料金その他の債務の請求又は通信明細の発行については、外国事業者の事情により、利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。 (10)　（３）に定める所定の登録が必要な場合において、海外でその登録を行った場合、外国事業者等の事情により登録が完了せず、この機能の提供を受けられないことがあります。 (11)　その料金月におけるこの機能に係るオプション機能使用料の概算額が当社所定の額を超えた場合、その契約者回線について、この機能の利用を制限することがあります。 (12)　当社は、(11)の取扱いにより生じた損害については、その契約者回線に係る基本使用料を上限として賠償します。 (13)　当社は、国際ローミング協定その他外国の法令等により、この機能の利用を制限することがあります。 (14)　この機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
インターネット接続機能	移動無線装置等の操作等により、インターネットとの間でデータ通信及び＋メッセージ（当社の携帯電話サービスの電話番号又は当社所定の携帯電話事業者が提供する携帯電話サービスの電気通信番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用等を行うことができる機能をいいます。	
	備考	（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者（未成年の者に限ります。）は、この機能の利用に係る請求を行う場合、（４）に定める取扱い（以下「ｗｅｂフィルタリング」といいます。）又は当社所定のアプリケーションにより提供するフィルタリングサービス（以下「アプリフィルタリング」といいます。）の適用に係る請求を行っていただきます。いずれの請求も行わない場

		合、ｗｅｂフィルタリング及びアプリフィルタリングの適用を行わないことについて、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。 （３）　（２）の規定に関わらず、当社所定のサービス取扱所でこの機能の利用に係る請求を行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者（未成年の者に限ります。）は、ｗｅｂフィルタリングの適用に係る請求を行っていただきます。 （４）　当社は、この機能を利用しているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者又はその親権者若しくは後見人から請求があったときは、当社が別に定める接続先に限り接続する取扱いを行います。 （５）　ｗｅｂフィルタリングの適用は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線に限り、請求することができます。 （６）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者（未成年の者に限ります。）がｗｅｂフィルタリングの適用廃止に係る請求を行うときは、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。 （７）　その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているときは、ｗｅｂフィルタリングの適用を受けることができません。 （８）　その契約者回線について、当社の＋メッセージ利用規約に定める＋メッセージに係る利用契約（以下「＋メッセージ契約」といいます。）を締結している者に限り、同利用規約に基づき＋メッセージを利用することができます。 （９）　その契約者回線に係るＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みがＭＮＰを希望する旨の申出を伴うものであった場合（そのＭＮＰに係る携帯電話事業者から＋メッセージと同等のサービスの提供を受けていた場合であって、そのＭＮＰを希望する旨の申出に先立ち、当社の＋メッセージ利用規約に定める利用者情報引継ぎ機能と同等の機能を利用したときに限ります。）、その契約者回線について、この機能の提供の請求と同時に＋メッセージ契約の申込みがあり、その請求の承諾と同時にその申込みを承諾したものとして取り扱います。 (10)　電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。 (11)　(10)の規定により消去された情報は、復元できません。 (12)　この機能を利用している契約者回線について、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）又は契約者の地位の承継があったときは、この機能を廃止します。 (13)　この機能を利用している契約者回線について、この機能の廃止を申し出ることはできません。 (14)　この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。

		ただし、当社が別に定める場合については、この限りでありません。 (15)　当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。 (16)　この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、１の＋メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、＋メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。
電子メール機能	移動無線装置等の操作等により、ＵＱ電子メール（電子メールのアドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいい、ＭＭＳ（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの電話番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。以下同じとします。）の利用等を行うことができる機能をいいます。	
	備考	（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）　その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用している場合に限り、ＵＱ電子メール（ＭＭＳに係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。）を利用することができます。 （３）　当社は、１の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりＵＱ電子メールを利用するためのメールアドレスを付与します。 （４）　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合、既に蓄積されている情報を消去します。 （５）　この機能に係る電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。 （６）　（４）又は（５）の規定により消去された情報は、復元できません。 （７）　当社は、ＵＱ電子メールにおいて、当社が別に定める方法により契約者が指定したＵＱ電子メールの蓄積を行わないようにする機能を提供します。 （８）　その契約者回線から送信したＵＱ電子メール（その契約者回線のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。）において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数の合計が、その日の開始時から起算して 1000 に達した場合、以後、

		同日中においては、その契約者回線からのＵＱ電子メールの送信（その契約者回線のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みます。）を行うことはできません。この場合において、宛先として指定されたメールアドレスが存在しないものであった場合であっても１のメールアドレスとして数えます。 （９）　契約移行があった場合は、契約移行日において契約移行前の電気通信回線から送信した電子メール（当社のＵＱｍＩ約款に定めるＵＱ電子メールをいい、その電気通信回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。）において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数を、（８）に定めるメールアドレスののべ数に含めるものとします。 (10)　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者（その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）は、その移動無線装置に登録された電話番号及びメールアドレス等の当社が別に定める情報を、この機能に係る電気通信設備に保存することができます。 (11)　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に係るＵＱ電子メールの受信に際し、特定の電気通信設備（インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。）により、その受信に関する通知が行われることにあらかじめ同意していただきます。 (12)　この機能を利用している契約者回線について、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）又は契約者の地位の承継があったときは、この機能を廃止します。 (13)　この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。 　ただし、当社が別に定める場合については、この限りでありません。 (14)　当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。 (15)　この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、１のＵＱ電子メールで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
５Ｇ　ＳＡ機能	５Ｇ　ＳＡ（スタンドアローン）による通信を行うことができる機能をいいます。	
	備考	（１）　第２種サービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。

		（２） この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
ＲＣＳ機能	当社のＲＣＳ利用規約に定めるＲＣＳをいいます。	
	備考	（１） 当社はこの機能を利用する契約者（利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。以下この欄において同じとします。）から、情報の第三者への提供に関する以下の内容について同意する意思表示があったものとみなして取り扱います。 ア 当社、特定事業者及び Jibe Mobile Inc.（米国）それぞれが以下の情報を取得、相互提供及び利用すること。なお、以下の情報は、この機能の提供、運営（迷惑及び不正行為の防止を含む）及び改善のための調査・分析を目的に、必要な期間内において、利用します。 ① 利用者情報（電話番号、ＩＭＳＩ（国際移動電話加入者識別番号）、ご利用中の携帯電話事業者等） ② 送受信情報（送受信日時、送受信先の電話番号/ネットワーク情報、送受信メッセージの内容（添付ファイルを含みます。以下この欄において同じとします。）、送受信結果、グループチャット識別子） ※送受信メッセージの内容は、この機能の提供以外の目的では利用しません。また、メッセージの内容は 確認しません。 イ 契約者がＭＮＰを利用して他の携帯電話事業者に移転し、移転先でこの機能の情報を引き継ぐ場合、引き継ぎのために必要な範囲において、Jibe Mobile Inc.（米国）が当該事業者に対して上記の送受信情報のうち受信に係る情報（以下この欄において「受信情報」といいます。）のみを提供すること。同様に、他の携帯電話事業者の契約者がＭＮＰを利用して当社に移転し、当社においてこの機能の情報を引き継ぐ場合、受信情報を Jibe Mobile Inc.（米国）が当社に対して提供すること。 （２） この機能に関する提供条件については、ＲＣＳ利用規約その他当社が別に定めるところによります。

別表２　海外ローミング機能（海外インターネット利用に係るものを除きます。）の海外利用地域

区分	区分に含まれる海外利用地域
アジア１	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます）、香港、マカオ、台湾
アジア２	シンガポール共和国、フィリピン共和国
アジア３	タイ王国
アジア４	マレーシア
アジア５	インドネシア共和国
アジア６	東ティモール、ブータン王国
アジア７	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア８	ベトナム社会主義共和国
アジア９	ラオス人民共和国
アジア 10	カンボジア王国
アジア 11	モンゴル国
アジア 12	インド、バングラデシュ人民共和国
アジア 13	ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国
アジア 14	スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国
アジア 15	アフガニスタン・イスラム国
アジア 16	アラブ首長国連邦、イエメン共和国◆、イラン・イスラム共和国◆、オマーン国、カタール国、サウジアラビア王国、バーレーン国
アジア 17	シリア・アラブ共和国◆、ヨルダン･ハシェミット王国、レバノン共和国
アジア 18	イスラエル国、パレスチナ自治政府
アジア 19	イラク共和国
アジア 20	キプロス共和国
アジア 21	大韓民国
アジア 22	ミャンマー連邦共和国
オセアニア１	オーストラリア、クリスマス島◆、ニュージーランド、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国
オセアニア２	サモア独立国、ハワイ
オセアニア３	グアム、サイパン
オセアニア４	ニュー・カレドニア
オセアニア５	パラオ共和国
オセアニア６	トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島
オセアニア７	ミクロネシア連邦
アメリカ１	アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島◆、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島◆、グレー

	ト・ブリテン領ヴァージン諸島、グァデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク、トリニダード・トバゴ共和国、モンセラット
アメリカ２	メキシコ合衆国
アメリカ３	キューバ共和国
アメリカ４	エルサルバドル共和国、ベリーズ
アメリカ５	ニカラグア共和国
アメリカ６	アルゼンチン共和国
アメリカ７	コロンビア共和国
アメリカ８	スリナム共和国
アメリカ９	チリ共和国◆、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和国
アメリカ 10	ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国◆
アメリカ 11	ペルー共和国
アメリカ 12	ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国
アメリカ 13	エクアドル共和国、グアテマラ共和国
アメリカ 14	フォークランド諸島◆
ヨーロッパ１	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国
ヨーロッパ２	アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国
ヨーロッパ３	アンドラ公国
ヨーロッパ４	ジブラルタル
ヨーロッパ５	モンテネグロ共和国
ヨーロッパ６	北マケドニア共和国
ヨーロッパ７	アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア
ヨーロッパ８	ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国
ヨーロッパ９	アルメニア共和国、ジョージア、トルクメニスタン◆
アフリカ１	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国◆、マイヨット島、マダガスカル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン
アフリカ２	ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国◆
アフリカ３	エチオピア連邦民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、ケニア共和国、セーシェル共和国

アフリカ４	タンザニア連合共和国
アフリカ５	ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウィ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、南スーダン共和国、リビア
アフリカ６	ガボン共和国、ブルキナファソ
アフリカ７	アンゴラ共和国、ギニア共和国、ソマリア連邦共和国◆、リベリア共和国
アフリカ８	ギニアビサウ共和国、チャド共和国◆
アフリカ９	コモロ連合
船舶	Maritime Communications Partner AS、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Services の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域
備考　第２種サービスの契約者回線に係る海外ローミング機能（海外インターネット利用以外のものであって、◆が付されている海外利用地域に係るものに限ります。）は、当社が別に定める日から提供を開始するものとします。	

別表３　海外ローミング機能（海外インターネット利用に係るものに限ります。）の海外利用地域

区分	区分に含まれる海外利用地域
アジア	中華人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム国、アラブ首長国連邦、イラン・イスラム共和国◆、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン国、イスラエル国、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド、フィジー共和国、ナウル共和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、パラオ共和国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ、メキシコ合衆国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島◆、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島◆、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グァデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ニカラグア共和国、トリニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、スリナム共和国、チリ共和国◆、ブラジル連邦共和国、ガイアナ協同共和国、ペルー共和国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラット
ヨーロッパ	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国、モンテネグロ共和国、北マケドニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アルメニア共和国

アフリカ	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国◆、マイヨット島、ルワンダ共和国、レユニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国◆、ザンビア共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、コンゴ民主共和国、ニジェール共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、モーリシャス共和国、中央アフリカ共和国、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国
備考　第２種サービスの契約者回線に係る海外ローミング機能（海外インターネット利用のものであって、◆が付されている海外利用地域に係るものに限ります。）は、当社が別に定める日から提供を開始するものとします。	

別表４　削除

別記

１　サービス区域

ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの区域は、次表のとおりとします。

以下のＷＥＢサイトに掲載されている区域において、通信を行うことができるものとします。 https://www.uqwimax.jp/mobile/area/
備考 １　上記区域内であっても、通信を行うことができないことがあります。 ２　その契約者回線に接続されている移動無線装置により、通信を行うことができないことがあります。

２　付随サービスの提供

（１）　通信明細書等の発行

ア　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から請求があったときは、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係る次表の左欄に定める書面を発行します。

発行する書面	手数料
ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの通信明細書（書面のほか当社が別に定める方法により閲覧されるものを含みます。）	料金表３表（付随サービスに関する料金等）に規定する通信明細書発行手数料
支払証明書等（その契約者に係る料金等の支払証明書、その契約に係る預託金預り証明書その他これらに類する証明書をいいます。）	料金表３表（付随サービスに関する料金等）に規定する支払証明書等発行手数料
ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用料金証明書	料金表３表（付随サービスに関する料金等）に規定する利用料金証明書発行手数料

イ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、アの請求をし、当社がその書面を発行したときは、アの表の右欄に規定する手数料の支払いを要します。

ウ　当社は、ＫＤＤＩ一括請求の取扱いを受けている契約者回線については、通信明細書の書面による発行を行いません。

エ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、利用者登録が行われているＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係る通信明細書又は利用料金証明書の発行を請求する場合は、あらかじめ登録利用者の承諾を得ていただきます。

オ　この（１）に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（２）　払込取扱票の発行等

ア　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。

イ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、アの規定に該当することとなったときは、料金表第３表（付随サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行手数料の支払いを

要します。

（３）　窓口払込みの取扱い等

ア　当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない場合（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに係る料金その他の債務の支払方法について不正利用若しくは不正登録等、不当な行為のおそれがあると当社が判断した場合等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のＷＥＢｄｅ請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取扱いを行います。

イ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、アの規定に該当したときは、料金表第３表（付随サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱手数料の支払いを要します。

ウ　イの規定に関わらず、当社が別に定める条件に該当する場合、窓口取扱手数料の支払いを要しません。この場合において、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、窓口取扱手数料に代えて払込取扱票発行手数料の支払いを要します。

（４）　有料サービスの利用又は商品の購入に係る料金の合算請求の取扱い

当社は、当社が別に定めるところにより、有料でサービスを提供し、又は商品若しくは権利等を販売する場合であって、当社が別に定める方法でその申込みを受けるときは、そのサービスの提供又は商品若しくは権利等の販売に係る料金をＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡに関する料金とみなして取り扱います。

（５）　ＭＮＰ又は番号移行の取扱い

ア　第 11 条（電話番号）第１項により当社が定める電話番号について、ＭＮＰ又は番号移行を希望する者は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

イ　当社は、第 11 条第２項に規定する場合のほか、アの規定に基づきＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。

ウ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者がそのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約を解除しようとする場合であって、ＭＮＰ又は番号移行を希望するときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。

ただし、当社は、次のいずれかに該当する場合には、その申出を承諾しません。

（ア）　その申出を行ったＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ）　その申出がＭＮＰ又は番号移行によらず締結されたＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の初期契約解除に利用しようとするものであるとき。

エ　当社は、ウの規定に基づきＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者から申出があったときは、ＭＮＰ又は番号移行に係る手続きに必要となる番号（以下「ＭＮＰ予約番号」といいます。）を発行します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

オ　当社が発行するＭＮＰ予約番号は、その発行日から起算して 15 日間が経過したときに無効となります。この場合において、ＭＮＰ又は番号移行の申出と同時に行われたＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除の申出（初期契約解除に係るものを含みます。）については、そのＭＮＰ予約番号が無効となったときに撤回されたものとして取り扱います。

カ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、ＭＮＰ予約番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

キ　ＭＮＰを希望する者は、当社がＭＮＰに係る手続きを行うに当たり、その者からの申出の可否を判断するために、そのＭＮＰに関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社、携帯電話事業者が発行するＭＮＰ予約番号その他その手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。

（６）　時報サービス

ア　当社は、次表に定める時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	１１７

イ　時報サービスは、１の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、６分経過後 12 分までの間において、その通話を打ち切ります。

（７）　情報提供サービス

ア　当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区別	内容
情報提供サービス	ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡを利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

イ　情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。

ウ　当社は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。

エ　情報提供サービスは、契約者回線からの通話に限り提供します。

オ　情報提供サービスを利用することができる時間帯については、当社が別に定めるところにより、制限されることがあります。

カ　情報提供サービスは、１の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。

キ　契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記 13（通話時間等の測定）の規定により測定した通話時間と料金表第１表第３（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ク　当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

（８）　短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定

めるところにより、短縮ダイヤル番号（当社が付与した短桁の接続番号をいいます。）により接続します。

（９） 空き電話番号検索サービス

ア 当社は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者又はＵＱ ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みを行う者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その請求のあった電話番号が既に使用されているかどうかを調査し、その結果を調査の請求者に通知します。

イ アの調査の請求（以下この（９）において「調査請求」といいます。）ができる電話番号は、その契約者回線に登録されるべきものに限るものとし、当社の調査は、調査請求に係る電話番号の下４桁部分に限り行います。

ウ アの調査請求をした者は、アの通知を受け取ったときは、料金表第３表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要します。

(10) 協定事業者が提供する特定信書便サービスの利用等

ア 契約者は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの契約者回線から通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款等の規定に基づき特定信書便サービスを利用した場合（特定信書便サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた特定信書便サービスに係る債権（特定信書便サービスを利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みます。）を、当社がその協定事業者から譲り受け、第 58 条（ローミングに係る債権の譲渡等）に規定する場合を除き、その債権額を料金に合算して請求することを承諾していただきます。

イ アの場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

ウ アの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第 58 条（ローミングに係る債権の譲渡等）に規定する場合を除き、第53条（割増金）、第54条（延滞利息）、第 55 条（収納手数料の負担等）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(11) 緊急地震速報サービス

ア 当社は、次により緊急地震速報サービスを提供します。

区別	内容
緊急地震速報サービス	当社が気象庁の提供する緊急地震速報（気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）第４条に定める地震動警報をいいます。）を受けて作成する情報（以下「緊急地震速報情報」といいます。）を、気象庁が緊急地震速報の対象として指定する区域（通信を行うことができる区域に限ります。以下「緊急地震速報配信区域」といいます。）に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービス

イ 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。

ウ 契約者は、以下の各号について承諾していただきます。

（ア） 緊急地震速報情報の配信は、地震の到達に間に合わない場合があります。

（イ） 緊急地震速報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、緊急地震速報情報を受信できない

場合があります。

（ウ） 緊急地震速報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社の設備状況又は電波の伝播状況等により、緊急地震速報情報が配信される場合があります。

（エ） その他、当社は、気象庁の緊急地震速報に基づき作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

エ 当社は、第 12 条（ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断）又は第 32 条（利用停止）の規定に関わらず、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断又はＵＱ ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用の停止があった契約者回線に対し緊急地震速報サービスを提供します。

オ 緊急地震速報情報は、別表１（オプション機能）に規定するブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。

カ 契約者は、緊急地震速報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。

キ 緊急地震速報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(12) 津波警報サービス

ア 当社は、次により津波警報サービスを提供します。

区別	内容
津波警報サービス	当社が気象庁の提供する津波警報（気象業務法施行令第４条に定める津波警報をいいます。）を受けて作成する情報（以下「津波警報情報」といいます。）を、気象庁が津波警報の対象として指定する区域（通信を行うことができる区域に限ります。以下「津波警報配信区域」といいます。）に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービス

イ 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。

ウ 契約者は、以下の各号について承諾していただきます。

（ア） 津波警報情報の配信は、津波の到達に間に合わない場合があります。

（イ） 津波警報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、津波警報情報を受信できない場合があります。

（ウ） 津波警報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社の設備状況又は電波の伝播状況等により、津波警報情報が配信される場合があります。

（エ） その他、当社は、気象庁の津波警報に基づき作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

エ 当社は、第 12 条（ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断）又は第 32 条（利用停止）の規定に関わらず、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの利用の一時中断又はＵＱ ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用の停止があった契約者回線に対し津波警報サービスを提供します。

オ 津波警報情報は、別表１（オプション機能）に規定するブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。

カ　契約者は、津波警報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。

キ　津波警報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

３　当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

（１）　当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この別記３において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、請求書の送付先、メールアドレスに係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。

（２）　契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

（３）　当社は、（２）の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（４）　契約者は、契約者が（２）の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

（５）　契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、（４）と同様とします。

（６）　当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等は行わないこととします。

（７）　（６）に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能又はその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音する又は電子メールその他の方法により、契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、契約者がその通知等を実際に受領したか否かに関わらず、その通知等は契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

（８）　当社は、当社がその契約者回線について第 32 条（利用停止）に基づくＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用の停止又は第 15 条（当社が行うＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び（７）のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定に関わらず、通知を省略します。

（９）　契約者は、（２）の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

４　契約者の地位の承継

（１）　相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が契約者の地位を承認した者の本人確認

を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかに当社が別に定める方法により当社に届け出ていただきます。

（２）（１）の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（３）当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

（４）契約者は、（１）の届出を行わない場合、別記３の（４）から（９）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

４の２　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権等の譲渡承認請求と差押等との関係

（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡の承認は、受付順序に従って行います。

（２）（１）のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権に対する差押等との関係においては、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取ったときに行ったものとみなします。

５　端末設備に異常がある場合などの検査

（１）当社又は特定ＭＮＯは、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

（２）当社又は特定ＭＮＯの係員は、（１）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（３）契約者は、（１）の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取り止めていただきます。

６　自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記５の規定に準じて取り扱います。

７　端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準及び技術的条件
端末設備等規則

８　端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

（１）契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記８において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社又は特定ＭＮＯが、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理などを行っていただきます。

（２）当社又は特定ＭＮＯは、（１）の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく

検査などを受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

（３）　契約者は、（２）の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取り止めていただきます。

９　端末設備の電波法に基づく検査

別記８に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記８の（２）及び（３）の規定に準ずるものとします。

10　自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記８の規定に準ずるものとします。

11　自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記９の規定に準ずるものとします。

12　削除

13　通話時間等の測定

（１）　（２）以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア　通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ　次の時間は、アの通話時間には含みません。

（ア）　回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

（イ）　回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第１表第３（通話料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間

（２）　ＳＭＳ機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からＳＭＳ機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社の機器により測定します。

14　課金対象データの情報量の測定

課金対象データの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのデータについては、情報量の測定から除きます。

15　当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取扱い

（１）　当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア　イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ　過去１年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前 12 料金月の各料金月における１日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（２）　（１）の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

（３）　（１）及び（２）の規定は、データ通信料を正しく算定できなかった場合について、準用します。

16　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの利用における禁止行為

（１）　電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為

（２）　（１）のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為

（３）　無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為

（４）　他人になりすまして各種サービスを利用する行為

（５）　他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為

（６）　他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為

（７）　他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

（８）　猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為

（９）　無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為

(10)　連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為

(11)　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(12)　ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

(13)　犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為

(14)　（１）から(13)のほか、法令又は慣習に違反する行為

(15)　売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為

(16)　当社サービスの運営を妨げる行為

(17)　上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

17　大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

（１）　当社は、１の契約者回線から１日当たり当社が別に定める量を超えるＵＱ電子メールの送信が行われたときは、別記 16 に該当する行為がなされたものとして取り扱います。

　ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りでありません。

（２）　契約移行があった場合、契約移行日において契約移行前の電気通信回線から行った電子メール（当社のＵＱｍＩ約款に定めるＵＱ電子メールをいいます。）の送信数を、（１）に定めるＵＱ電子メールの送信数に含めるものとします。

18　端末設備の接続

（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線に接続することができるものであって次のア及びイ表示（以下「技適マーク」といいます。）等により当社が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものに限ります。以下この別記 18 において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法によりその接続の請求をしていただきます。

ア　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示

イ　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示

（２）　当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続する端末設備が、無線設備規則に適合していないとき。

イ　その接続が技術基準等に適合しないとき。

ウ　その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

（３）　当社は、（２）の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末設備が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。

ア　技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。

イ　事業法施行規則第 32 条第１項で定める場合に該当するとき。

（４）　当社の係員は、（３）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（５）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が、その端末設備を変更したときについても、（１）から（４）までの規定に準じて取り扱います。

（６）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取り止めたときは、そのことを当社に通知していただきます。

19　自営電気通信設備の接続

（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線に接続することができるであって技適マーク等により当社が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものものに限ります。以下この別記 19 において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、その接続の請求をしていただきます。

（２）　当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続に用いる端末設備が、無線設備規則に適合してないとき。
イ　その接続が技術基準等に適合しないとき。
ウ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

（３）　当社は、（２）の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。
ア　技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。
イ　事業法施行規則第 32 条第１項で定める場合に該当するとき。

（４）　当社の係員は、（３）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（５）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、（１）から（４）までの規定に準じて取り扱います。

（６）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取り止めたときは、そのことを当社に通知していただきます。

20　当社等の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

21　検査等のための端末設備の持込み

ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日にサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

（１）　別記５又は別記 18 の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

（２）　電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

22　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権に関する事項の証明

（１）　当社は、利害関係人から請求があったときは、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権に関する次の事項を当社の帳簿に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの種類
イ　契約の申込みの承諾年月日
ウ　電話番号
エ　契約者（契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が２人以上あるときは、その代表者）の住所又は居所及び氏名
オ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
カ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡ利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
キ　差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

（２）　利害関係人は、（１）の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入の上、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第４表（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

23　相互接続通信の料金の取扱い

別記 24 に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、その通信と他網相互接続通信とを合わせて別記 24 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 24 に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者のオプション機能等に関する通信、協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信及びその他相互接続通信について、この約款又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

24　相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

（１）　相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

接続形態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要す者	料金に関するその他の取扱い
１	発信 ：当社の契約者回線 着信 ：携帯電話サービスに係る電気通信設備	当社	同左（第58条に規定する場合を除きます。）	その通話の発信に係る契約者回線の契約者	この約款に定めるところによります
２	削除				
３	発信：当社の契約者回線 着信 ：固定電気通信サービス（加入電話サービス、他網公衆電話、ＩＰ電話サービス又は中継サービスをいいます。以下この別記 24 において同じとします。）に係る電気通信設備	当社又は固定電気通信事業者（その固定電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この別記 24 において同じとします。）	当社（第58条に規定する場合を除きます。）又は固定電気通信事業者	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は当社若しくは固定電気通信事業者の契約約款等に定める者	この約款又は当社若しくは固定電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。
４	発信 ：携帯電話サービスに係る電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線	携帯電話事業者	同左	その携帯電話事業者の契約約款等に定める者	その携帯電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

５	削除				
６	発信 ：固定電気通信サービスに係る電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線	当社又は固定電気通信事業者	当社又は固定電気通信事業者	当社又は固定電気通信事業者の契約約款等に定める者	当社又は固定電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。

（２）（１）以外のもの

ア　相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。

イ　契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

25　特定の電気通信サービス

電気通信サービス
アルテリア・ネットワークス株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する電気通信サービスであって、電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号を用いるもの

26　電話番号案内事業者

電話番号案内事業者
アルティウスリンク株式会社

27　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者の氏名等を通知する中継事業者

中継事業者	事業者識別番号
ソフトバンク株式会社	0041、0061、0063、0065、0066 又は 0083
アルテリア・ネットワークス株式会社	0060
ブラステル株式会社	009120 又は 009121
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	0031 又は 0032

28　請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

区分	オプション機能
第１種サービス	ＳＭＳ機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、インターネット接続機能、ＲＣＳ機能
第２種サービス	ＳＭＳ機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、インターネット接続機能、５Ｇ　ＳＡ機能、ＲＣＳ機能

29　標準機能

種類	提供条件	
自動着信転送機能（着信転送サービス）	その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）に、自動的に転送する機能をいいます。	
	備	（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別

	考	に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 （２）　この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者に支払っていただきます。 （３）　この機能を利用する場合において、転送が２回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。 （４）　この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。 （５）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
発番要請機能 （番号通知リクエストサービス）	その契約者回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されない通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を、発信者に通知する機能をいいます。	
	備考	（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 （２）　この機能により応答する通話に関する料金については、第 46 条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第 56 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 （３）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
応答保留機能 （応答保留サービス）	その契約者回線に着信した通話について、その端末設備の操作を行うことによりその通話を保留し、保留する旨を発信者に案内する機能をいいます。	
	備考	（１）　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 （２）　この機能により応答する通話に関する料金については、第 46 条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第 56 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 （３）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

30　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が指定できる支払方法

名義	支払方法
個人	当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジットカード決済

法人	当社が指定する金融機関等に係る口座振替、クレジットカード決済又は銀行振込

附則　(21-KDDI 次ビ企 UQm 第 010 号)

（実施時期）

１　この約款は、令和３年９月２日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　この約款実施の日から令和５年 11 月 30 日までの間、ａｕ契約又はｐｏｖｏ1.0 契約への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の基本使用料については、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第１項第２号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第１項第１号の規定に基づき日割りした基本使用料の差額を、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のａｕ契約又はｐｏｖｏ1.0 契約に係る通信サービスの料金（それぞれ当社のａｕ約款又はｐｏｖｏ1.0 約款に定めるものをいいます。）から減算する取扱いを行います。

３　この約款実施の日から令和３年 11 月以降の当社が別に定める日までの間に、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（６）に定める自宅セット割（でんきコース）（以下この附則において「本割引」といいます。）の適用の申出があった場合、その適用を開始した日から当社所定の登録が完了する日までの間、その契約者回線に係る本割引については、同（６）の規定によらず、その契約者回線の基本使用料から同（６）に定める額（料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割りした額とします。）の割引を行います。

４　前項の取扱いを行っている期間中に料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（６）に定める本割引の適用を廃止する事由が生じた場合の取扱いについては、同（６）の規定によらず、次表のとおりとします。

　この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（同（６）のセの（アの②の場合は、地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
２　契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又は同（６）のセの（ア）の①により本割引を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）

５　この約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、当社が別に定めるコードを利用したＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込み（契約移行によるものを除きます。）をし、その承諾を受けた場合、この約款の規定に関わらず、そのＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約に係る契約事務手数料の支払いを要しません。

６　この約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、当社所定のアプリケーション若しくはＷＥＢサイトにて手続きを行ったｅＳＩＭの発行又はｅＳＩＭの再発行については、この約款の規定に関わらず、ｅＳＩＭ発行手数料及びｅＳＩＭ再発行手数料の支払いを要しません。

（ａｕ契約の基本使用料等の支払いに関する経過措置）
７　削除
８　削除
（ａｕ契約又はＵＱｍＩ契約の契約解除料の支払いに関する経過措置）
９　削除
10　削除

附則　(21-KDDI 次ビ企 UQm 第 012 号)
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年９月 29 日午前９時から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改定規定実施の日から令和５年 11 月 30 日までの間、ｐｏｖｏ2.0 契約への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の基本使用料については、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第１項第２号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第１項第１号の規定に基づき日割りした基本使用料の差額を、当社所定の方法により減算等する取扱いを行います。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　令和３年９月２日から実施の附則第２項中、「ｐｏｖｏ契約」を「ｐｏｖｏ1.0 契約」に、「ｐｏｖｏ約款」を「ｐｏｖｏ1.0 約款」に、それぞれ改めます。

附則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 014 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年 10 月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表のとおりとします。

下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定	令和３年 10 月１日午前０時 00 分 00 秒以降に開始した通話について実施します。
東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定	令和３年 10 月１日午前０時 00 分 00 秒以降に着信のあった通話について実施します。
備考　上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。	

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和３年９月２日から実施の附則第 10 項について、「削除」に改めます。

附則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 015 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年 10 月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和３年９月２日から実施の附則第７項を、次のように改めます。
　この約款実施の日以降、ａｕ契約からの番号移行によるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みがあった場合、その番号移行のあった日を含む料金月（以下この項及び次項において「番号移行月」といいます。）のａｕ契約の基本使用料等（基本使用料及びオプション機能使用料（当社のａｕ約款に定める５Ｇ　ＮＥＴ機能、５Ｇ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能又はＥＺｗｅｂ機能に係るものに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）などの月額で定める料金（当社所定のものに限ります。）をいいます。以下この項及び次項において同じとします。）は、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて、ａｕ約款に定める料金額を日割りした額とします。この場合において、計算結果に１円未満の端数が生じた場合の取扱いは、ａｕ約款に定めるところによります。

起算開始日	番号移行月の初日（その料金月において、ａｕ契約に係る契約者回線、オプション機能又はその他月額で定める料金の支払いを要するサービスの提供を開始した場合はその日とします。）
起算終了日	番号移行のあった日の前日（ａｕ契約に係る契約者回線、オプション機能又はその他月額で定める料金の支払いを要するサービスの提供を開始した日と番号移行のあった日が同一の日である場合は、その日とします。）

４　令和３年９月 29 日から実施の附則第２項中「番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のｐｏｖｏ2.0 契約に係る通信サービスの料金（当社のｐｏｖｏ2.0 約款に定めるものをいいます。）から減算する取扱い」を「当社所定の方法により減算等する取扱い」に改めます。

附則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 016 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年 11 月 25 日から実施します。
　ただし、この改正規定中、契約移行手数料に関する改正規定については、意表のとおりとします。

１　２以外の場合	令和３年 11 月 25 日以降に契約移行によるＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの提供を開始したものから実施します。
２　当社所定のサービス取扱所において、契約移行の申込みがあった場合	令和３年 11 月 25 日以降に契約移行の申込みがあったものから実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則　(21-KDDI 次ビ企 UQm 第 019 号)
（実施時期）
１　この改正規定は、令和４年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則　(21-KDDI 次ビ企 UQm 第 020 号)
（実施時期）
１　この改正規定は、令和４年３月７日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則　(22-KDDI 次ビ企 UQm 第 001 号)
（実施時期）
１　この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和３年９月２日から実施の附則第７項、第８項及び第９項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則　(22-KDDI 次ビ企 UQm 第 003 号)
この改正規定は、令和４年４月 15 日から実施します。

附則　(22-KDDI 次ビ企 UQm 第 004 号)
（実施時期）
１　この改定規定は、令和４年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則　(22-KDDI 次ビ企 UQm 第 006 号)
この改正規定は、令和４年７月５日から実施します。

附則　(22-KDDI 次ビ企 UQm 第 009 号)
（実施時期）
１　この改定規定は、令和４年９月５日から実施します。
（自宅セット割の適用に関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から令和５年９月 30 日までの間（以下この附則において「対象期間」といいます。）、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（６）に定める自宅セット割について、判定用サービス（タイプＶに限ります。）に係る契約（この改正規定実施日以前に、その契約の申込みがあったものに限ります。以下この附則において「でんき契約」といいます。）の申込みの取消し又は解除等（以下この附則において「解除等」といいます。）があった場合、次表に定める契約者回線について、同（６）の規定に関わらず、でんき契約の解除等を事由とする自宅セット割の適用の廃止は行わず、割引対象の料金及び割引額を次表に定めるものに代えて適用する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。

<table>
<tr><td>契約者回線</td><td>（１）　でんき契約の解除があった日を含む料金月の前料金月の末日時点で、自宅セット割の適用を開始済みである契約者回線
（２）　この改正規定実施の前日以前に、でんき契約を判定用回線として指定した自宅セット割の適用の申出があり当社が承諾した契約者回線であって、この改正規定実施の日からその申出があった日を含む料金月の翌料金月の末日までに、そのでんき契約の解除等があったもの</td></tr>
<tr><td>割引対象の料金及び割引額</td><td>（１）　その契約者回線に係る基本使用料について、次に定める額（料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割りした額とします。）の割引を行います。
ア　その料金月の末日において、くりこしプランＳ　＋５Ｇ又はくりこしプランＭ　＋５Ｇの適用を受けている場合
１契約者回線ごとに月額
<table>
<tr><td>その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別</td><td>割引額</td></tr>
<tr><td>ミニミニプラン
トクトクプラン</td><td>税抜額 1,000 円
（税込額 1,100 円）</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＳ　＋５Ｇ
くりこしプランＭ　＋５Ｇ</td><td>税抜額 580 円
（税込額 638 円）</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＬ　＋５Ｇ</td><td>税抜額 780 円
（税込額 858 円）</td></tr>
</table>
（２）　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
</table>

３　本取扱いの適用を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更があった場合、その料金月の自宅セット割の割引額は、前項の表の規定により算定した額と料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（６）の規定により算定した額のいずれか大きい方を適用します。

４　本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に該当する場合、同表の右欄に定める日をもって本取扱いの適用を終了します。

（１）　自宅セット割の適用を廃止したとき。	自宅セット割の適用を廃止した日
（２）　対象期間が経過したとき。	令和５年９月 30 日

５　ＵＱｍＩ契約（その電気通信回線について、ＵＱｍＩ約款に定める本取扱いに相当する取扱いの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行があった場合、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（６）のキに定めるほか、契約移

行のあった日を含む料金月の翌料金月から本取扱いを適用します。
６　この改正規定実施の日以降に、本取扱いの適用を受けている契約者回線が所属する自宅セット割・家族セット割グループにおいて、新たに自宅セット割（でんきコース）の適用の申出があった場合、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（６）のケの（ク）の規定に関わらず、その申出を承諾する場合があります。
　ただし、前項に該当する場合を除き、その契約者回線については、本取扱いを適用しません。
７　本取扱いの適用条件及びその他の提供内容については、当社が別に定めるところによります。
（料金等の支払いに関する経過措置）
８　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則　（22-KDDI 次ビ企 UQm 第 011 号）
この改正規定は、令和４年 10 月 20 日から実施します。

附則（ＫＤＤＩ次ビ企第 513 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和４年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ次ビ企第 517 号）
この改正規定は、令和４年 12 月 12 日から実施します。

附則（ＫＤＤＩ次ビ企第 536 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年３月１日午前０時 00 分 00 秒以降に終了した通話について実施します。
（通話料の支払いに関する取扱い）
２　この改正規定実施までの間のワイドスターⅡの電気通信回線への通話料は、料金表第１表第３（通話料）２（料金額）の規定に関わらず、次表のとおりとします。
（１）（２）以外のもの

区分	料金額

（２）　ワイドスターⅡ（船舶）（ワイドスターⅡであって、株式会社ＮＴＴドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 50 円（税込額 55 円）

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ次ビ企第546号）
この改正規定は、令和５年２月15日から実施します。

附則（ＫＤＤＩ次ビ企第551号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年２月28日から実施します。
（その他）
２　令和５年３月１日から実施から実施の附則第１項及び第２項中「ワイドスター通信サービス」を「ワイドスターⅡ」に、「第２種ワイドスター（株式会社ＮＴＴドコモのワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。）」を「ワイドスターⅡ（船舶）（ワイドスターⅡであって、株式会社ＮＴＴドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）」にそれぞれ改めます。

附則（ＫＤＤＩ次ビ企第580号、第586号、第590号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、手続きに関する料金に関する改正規定は、令和５年４月20日以降に行われたＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込み又は手続きを要する請求から実施します。
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に申込み又は請求があり、この改正規定実施の日以降に完了した手続きについては、改正後の規定に基づく料金額を一旦請求し、その請求した料金と改正前の規定に基づく料金額の差額を、手続きが完了した日を含む料金月の翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行う場合があります。
３　料金表第１表第５（手続きに関する料金）１（適用）（４）番号登録手数料の適用のただし書きに定める場合の番号登録手数料については、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの料金とあわせて請求する場合があります。
（ＰＨＳサービスの終了までの通話料の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定に関わらず、当社とＰＨＳ事業者（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第６条第４項第６号に規定するＰＨＳの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス（以下この附則において「ＰＨＳサービス」といいます。）を提供する協定事業者をいいます。）との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、ＰＨＳサービスに係る電気通信設備への通話及びＳＭＳ送信に係る通話料については、なお従前のとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第５号）
この改定規定は、令和５年４月13日から実施します。

附則　（ＫＤＤＩＰ事企第24号、第29号）

（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。
（基本使用料の料金種別の変更に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際、現にくりこしプラン＋５Ｇの適用を受けている契約者回線については、くりこしプラン＋５Ｇ以外への基本使用料の料金種別の変更を行うまでの間、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（２）の規定に関わらず、くりこしプラン＋５Ｇの間の基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。
（ターボ切替機能に関する取扱い）
３　この改正規定実施の日から当社所定の日までの間、料金表第１表第４（データ通信料）１（適用）（２）の規定に関わらず、ターボＯＦＦ設定を行っている契約者回線について、同（２）のアの表に定める基本使用料の料金種別への変更があった場合、当社又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約者が所定の設定を行うまでの間、その契約者回線との間のデータ通信についてターボＯＦＦ設定によるデータ通信となることがあります。
（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
５　令和３年９月２日から実施の附則第３項及び第４項並びに令和４年９月５日から実施の附則第２項、第３項、第５項及び第６項中「第１（基本使用料）１（適用）（５）」を「第１（基本使用料）１（適用）（６）に、「同（５）」を「同（６）」にそれぞれ改めます。
６　令和４年９月５日から実施の附則第２項の表中、割引対象の料金及び割引額の欄の（１）について、次のように改めます。
（１）　その契約者回線に係る基本使用料について、次に定める額（料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割りした額とします。）の割引を行います。

１契約者回線ごとに月額

その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別	割引額
ミニミニプラン トクトクプラン	税抜額 1,000 円 （税込額 1,100 円）
くりこしプランＳ　＋５Ｇ くりこしプランＭ　＋５Ｇ	税抜額 580 円 （税込額 638 円）
くりこしプランＬ　＋５Ｇ	税抜額 780 円 （税込額 858 円）

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 33 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年６月 16 日から実施します。
（家族セット割に関する経過措置）
２　令和５年７月 31 日までの利用料金に係る、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（７）に定める家族セット割の割引（その自宅セット割・家族セット割グループについて、くりこしプラン＋５Ｇ以外の基本使用料の料金種別の適用を受けている算定対象回線の数が２以上であるものを除きます。）については、令和５年８月以降のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通

信サービスⅡの料金から減算等することにより行います。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 38 号）
この改正規定は、令和５年８月 30 日から実施します。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 48 号、第 61 号、第 69 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年９月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、収納手数料及び付随サービスに関する料金等に関する改正規定は、令和５年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び付随サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和４年９月５日から実施の附則第２項中「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和５年９月 30 日までの間」に改めます。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 77 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年９月 30 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 91 号）
この改正規定は、令和５年 10 月１日から実施します。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 99 号、第 102 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年 12 月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）（６）に係る改正規定については、令和６年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和３年９月２日から実施の附則第２項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和５年 11 月 30 日までの間」に改めます。
４　令和３年９月 29 日から実施の附則第２項中「当社が別に定める日までの間」を「令和５年 11 月 30 日までの間」に改めます。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 111 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年 12 月４日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 126 号、第 137 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年１月 31 日から実施します。
ただし、この改正規定中、利用中止、利用停止及び窓口払込みの取扱いに関する改正規定については、令和６年２月３日より実施します。
（他の電気通信事業者への通知に関する取扱い）
２　令和６年１月 31 日から当社が別に定める日までの間、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から請求があった場合、改正前の規定に基づき、第 72 条（他の電気通信事業者への通知）に定める通知を行うことがあります。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 145 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年４月２日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 151 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年３月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 157 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和６年３月４日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第 168 号）

この改正規定は、令和６年４月10日から実施します。

附則（ＫＤＤＩＰ事企第178号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第３号、第９号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年６月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、国際通話の取扱いに関する改正規定については、令和６年６月１日午前０時00分00秒以降に終了した通話について実施します。
（通話料の支払いに関する取扱い）
２　令和６年５月１日から令和６年５月31日までの間、国際通話（特定衛星携帯電話等に係るものを除きます。)に係る通話先区分及び通話料は、料金表第１表第２（通話料）２（料金額）２－２の（１）及び（３）の表の規定に関わらず、次表に定めるとおりとします。

区分	通話先区分	料金額 30秒までごとに次の料金額
通話料	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ	20円
	マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。)、朝鮮民主主義人民共和国	55円
	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、	65円

	ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルグ大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア	
	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国	85円
	アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オ	95円

	ランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グァデルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット	
	国際ネットワーク１	65 円

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 14 号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和６年６月１日以降にＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込み（契約移行に係るものを除きます。）があった回線について実施します。

（契約解除料に関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から当社所定の日までの間、契約解除料については、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除があった日を含む料金月の翌々料金月以降に請求します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 17 号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和６年７月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 23 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和６年７月 18 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 26 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和６年８月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和５年４月１日から実施の附則第３項を、次のように改めます。
　料金表第１表第５（手続きに関する料金）１（適用）（４）番号登録手数料の適用のイのただし書きに定める場合の番号登録手数料については、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの料金とあわせて請求する場合があります。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 35 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年 10 月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、払込取扱票発行手数料に関する改正規定については令和６年 12 月１日から実施します。
（手数料の支払いに関する経過措置）
２　令和６年８月６日から令和６年９月 30 日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第３表第６（窓口取扱手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
窓口取扱手数料	払込取扱票及び書面請求書の発行１回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）

３　令和６年８月６日から令和６年 11 月 30 日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第３表第５（払込取扱票発行手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
払込取扱票発行手数料	払込取扱票の発行１回ごとに	税抜額 200 円 （税込額 220 円）

（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦 49 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年９月２日から実施します。
　ただし、この改正規定中、別記２（３）に関する改正規定については令和６年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 60 号）
この改定規定は、令和６年９月９日から実施します。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 69 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年 10 月 29 日の当社所定の時刻から実施します。
（海外ローミング機能定額制の取扱い）
２　削除３　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 75 号、第 86 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年 10 月６日から実施します。
　ただし、この改正規定中、収納手数料の負担等に関する改正規定については、令和６年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 93 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、次表に定めるとおり実施します。

海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（着信通話利用に係るものに限ります。）に関する改正規定	日本時間の令和６年 12 月１日午前０時 00 分以降に着信のあった通話について実施します。
海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（着信通話利用以外のものに限ります。）に関する改正規定	その通話に係る通話明細を当社が外国事業者から受領した日時が、令和６年 12 月１日の当社所定の時刻以降の通話について実施します。

（海外ローミング機能の支払いに関する経過措置）
２　令和６年 11 月１日からこの改正規定実施までの間、次表の左欄に定める海外利用地域での海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（通話に係るものに限ります。）は、料金表第１表第２（オプション機能使用料）２（料金額）（２）のアの規定に関わらず、次表のとおりとします。

外国事業者の電気通信サービスに係る１の利用につき利用時間１分までごとに

海外利用地域	区分及び料金			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
アメリカ７	80 円	250 円	280 円	100 円
アメリカ 16	80 円	280 円	280 円	100 円

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 100 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年 11 月 12 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 111 号）
この改正規定は、令和６年 12 月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、海外ローミング機能に関する改正規定については、令和７年１月１日から実施します。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 121 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年 12 月 11 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 126 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和６年 12 月 19 日から実施します。
（ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの種類に関する取扱い）
２　この改正規定実施の際、現に改正前の規定によりＵＱ　ｍｏｂｉｌｅサービスⅡの提供を受けている契約者回線は、この改正規定実施の日において、第１種サービスの提供を受けているものとみなします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 144 号、第 149 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、ＲＣＳ機能に関する改正規定については、令和７年４月１日の当社所定の時刻から実施します。
（ＲＣＳ機能の取扱い）
２　この改正規定実施の日から当面の間、別表１及び別記 28 の規定に関わらず、ＲＣＳ機能を利用するためには、当社が別に定める手続きを行う必要があります。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＫＤＤＩ料戦第 167 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和７年６月３日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和６年 10 月 29 日から実施の附則第２項及び第３項について、「削除」に改めます。